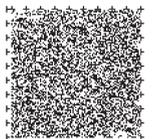


# 第3期小郡市障がい者計画

平成31年3月

小郡市



## はじめに



小郡市では、「ノーマライゼーション」をもとに、「自立と社会参加を支える住みよいまちづくり」の実現に向けて、障がいのある人の生活を支援する様々な施策に取り組んでまいりました。

近年、国においては、障がいのある人に対する政策が大きく変わりました。平成26年1月には、障がいは個人ではなく社会にあるという視点の障害者の権利に関する条約が批准されました。また、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、何人も障がいのある人を差別してはならないことを明記し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。

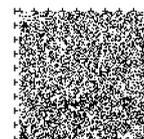
小郡市においては、「第2期小郡市障害者計画」が計画期間を終了するため、以上の国の考え方を踏まえ、更に市として何ができるかを考えながら「第3期小郡市障がい者計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念である「みんなが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けまして、市内の連携を強化し、障がいのある人を含む誰もがともに助け合って暮らせるやさしいまちづくりを目指します。

策定にあたりましては、市民の方へのアンケート調査、各障がい者関係団体・事業所・学校等とのヒアリングを実施し、小郡市自立支援協議会において協議を重ねてまいりました。ご協力いただきました皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成31年3月

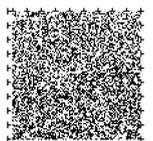
小郡市長 加地 良光



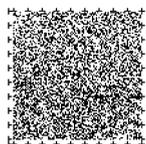
# 目次

---

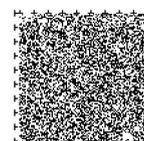
第1章 第3期小郡市障がい者計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけと期間 .....	2
(1) 位置づけ .....	2
(2) 期間 .....	3
3. 計画の対象者 .....	3
4. 計画の策定体制 .....	4
第2章 障がい者・児をとりまく状況 .....	5
1. 総人口の推移 .....	5
(1) 人口構成の推移 .....	5
(2) 年齢3区分別人口構成の推移 .....	6
2. 障がい者・児の状況 .....	7
(1) 全体の状況 .....	7
(2) 身体障害者手帳所持者の状況 .....	8
(3) 療育手帳所持者の状況 .....	10
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 .....	11
(5) 障がい福祉サービス受給者証発行数の推移 .....	13
(6) 指定難病受給者証所持者数の推移 .....	15
3. 就学等の現状 .....	16
(1) 小学校の特別支援学級の状況 .....	16
(2) 中学校の特別支援学級の状況 .....	17
(3) 通級指導教室の状況 .....	18
4. 福祉に関するアンケート調査結果 .....	19
(1) 福祉サービスについて .....	19
(2) 地域生活について .....	20
(3) 権利擁護について .....	22
(4) 就労について .....	25
(5) 防災について .....	27
5. アンケート調査結果から見えてきた小郡市の課題 .....	29
第3章 計画の基本方針 .....	30
1. 基本理念 .....	30
2. 基本目標 .....	31
(1) 障がい者に対する理解の促進 .....	31



(2) 福祉サービスの充実.....	31
(3) 地域生活への移行と就労支援 .....	31
(4) すべての人に平等な社会づくり .....	31
3. 取り組み内容の体系.....	32
第4章 取り組みの内容 .....	34
基本目標1 障がい者に対する理解の促進	
分野1 啓発・広報	
1. 障がい者に対する理解と交流の促進.....	34
2. 地域における福祉活動の推進 .....	36
基本目標2 福祉サービスの充実	
分野1 生活支援	
1. 新たなサービス利用制度の円滑な実施.....	40
2. 相談支援体制づくり .....	43
3. 権利擁護の推進.....	44
基本目標3 地域生活への移行と就労支援	
分野1 雇用・就業	
1. 多様な就労の場の確保と支援 .....	46
2. 福祉的就労の場の充実 .....	48
3. 障がい者の就労移行・定着の推進 .....	49
基本目標4 すべての人に平等な社会づくり	
分野1 教育・育成	
1. 療育・発達支援体制の充実.....	50
2. 障がい児保育・教育の充実.....	53
分野2 保健・医療	
1. 保健・医療サービスの充実.....	56
分野3 生活環境	
1. 福祉のまちづくり .....	59
2. 居住環境の整備・改善 .....	62
3. 防犯、防災対策の推進 .....	64
分野4 スポーツ・文化活動	
1. スポーツ・文化活動等の振興 .....	67
第5章 計画推進に向けて.....	69
1. 計画の周知.....	69
2. 計画の推進体制の確立 .....	69
3. 国・県及び近隣市町との連携 .....	69
4. 計画の進捗管理と点検について.....	69



資料編.....	70
1. 計画策定の経緯.....	70
2. 自立支援協議会委員名簿.....	71
3. 用語解説.....	72



# 第1章 第3期小郡市障がい者計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

国では、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行等、障がい者・児の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月からの施行となりました。この法律では、障がい者・児が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

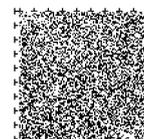
また、子ども・子育て支援に関わる法律では、「すべての子ども」に特別な支援を必要とする子どもが含まれることが明確になりました。

小郡市では、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とした「第2期小郡市障害者計画」を展開し、計画的な事業の推進を行ってきました。

このたび、「第2期小郡市障害者計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況を検証し、国や県の指針を踏まえて「第3期小郡市障がい者計画」を策定します。

### ■ 近年の主な障がい政策 ■

障害者基本法の改正（平成23年8月施行）
障害者虐待防止法の施行（平成24年10月施行）
障害者総合支援法の施行（平成25年4月施行）
第3次障害者基本計画の策定（平成25年9月閣議決定）
障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）
障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）
改正障害者雇用促進法の施行（平成28年4月施行）
成年後見制度利用促進法の施行（平成28年5月施行）
改正児童福祉法の施行（平成28年6月施行）
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置（平成28年7月）
改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月施行）
第4次障害者基本計画の策定（平成30年3月閣議決定）
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）



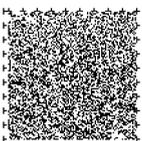
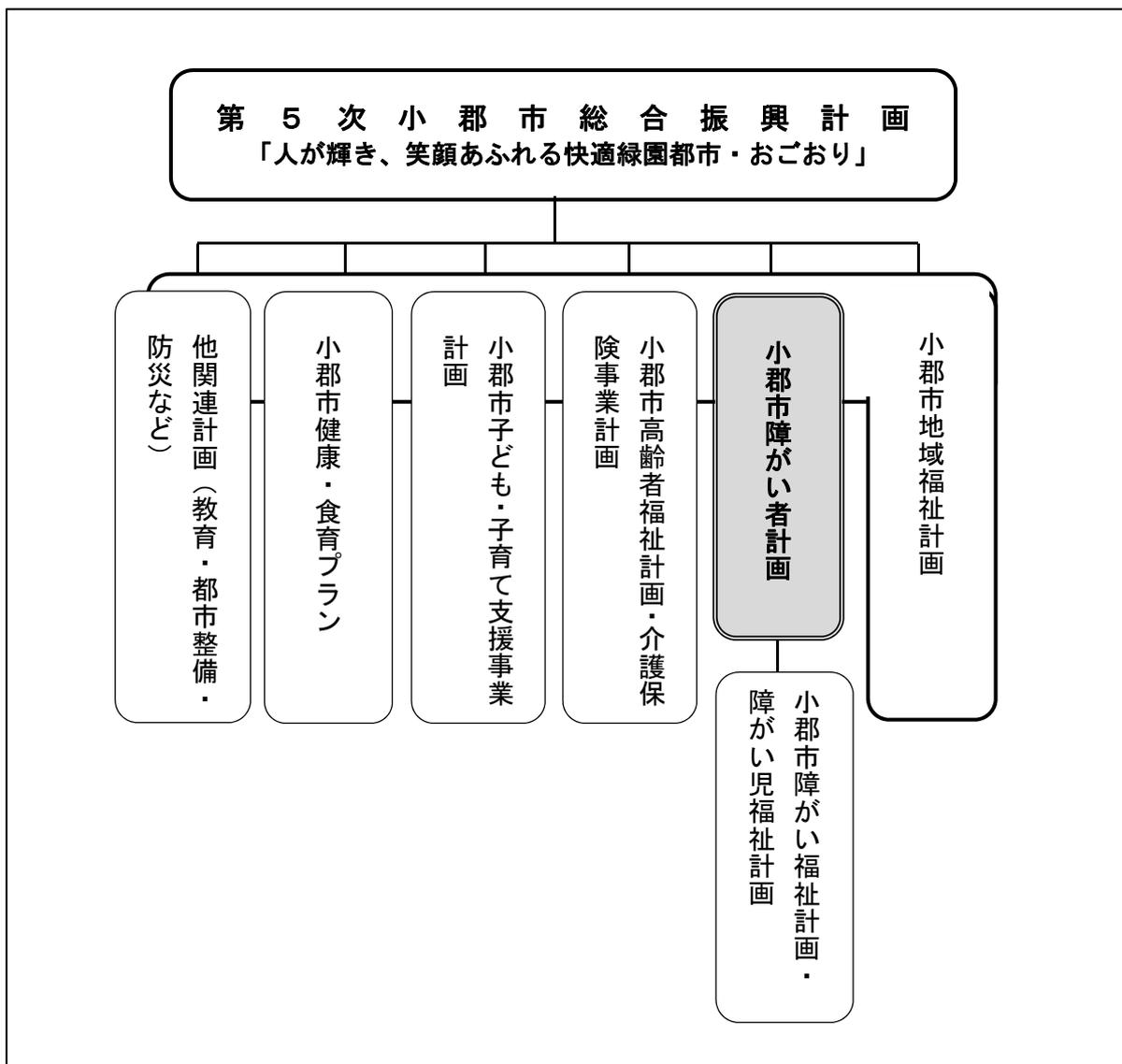
## 2. 計画の位置づけと期間

### (1) 位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条）に基づく「市町村障害者計画」として小郡市における障がい福祉施策の基本的な計画となるものです。

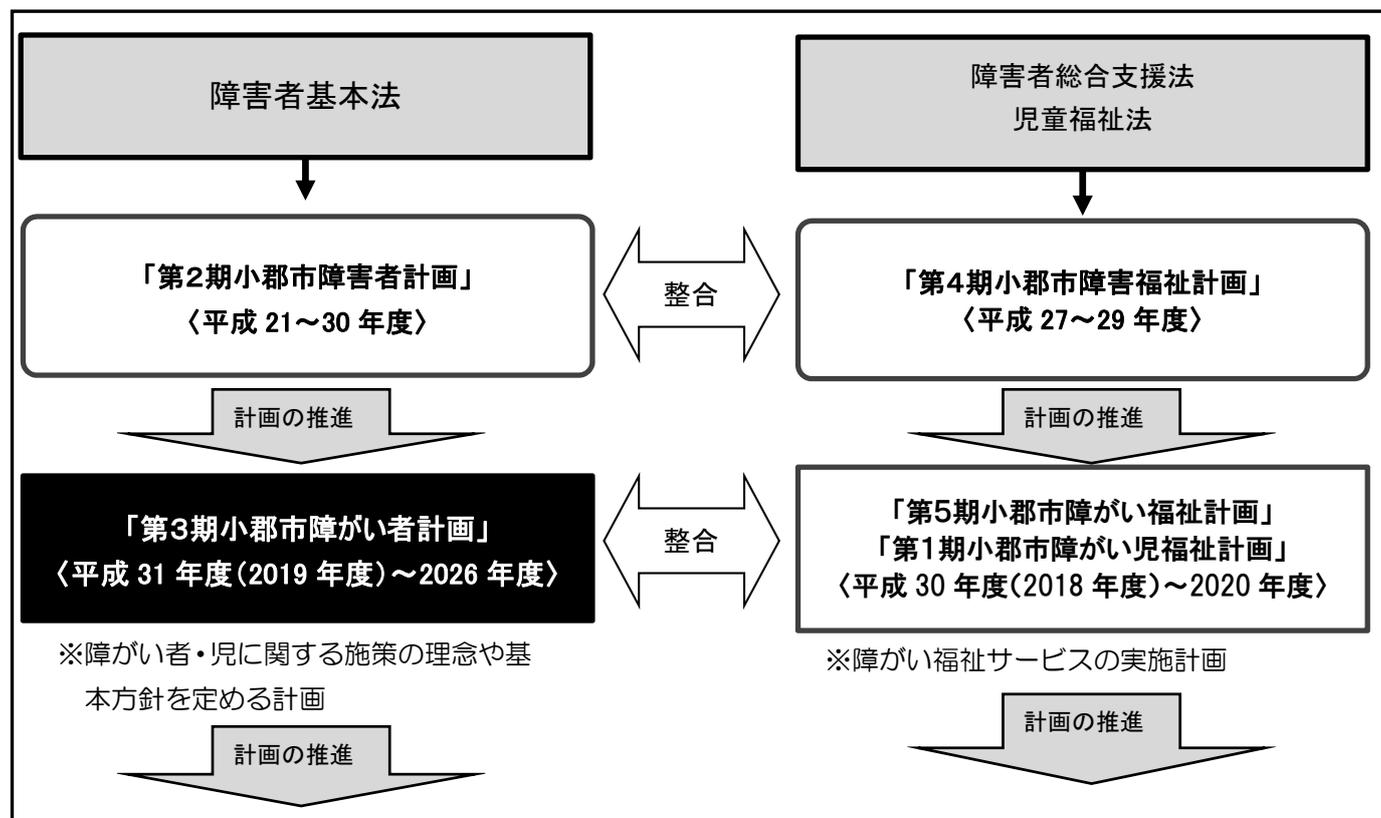
本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」と「福岡県障害者長期計画」の内容を十分に踏まえながら、「第5次小郡市総合振興計画」の具体的な部門別の計画として位置づけ、他の関連計画等との整合性・調整を図りながら策定しています。

#### <小郡市障がい者計画の位置づけ>



## (2) 期間

本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から2026年度までの8年間とします。



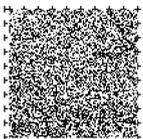
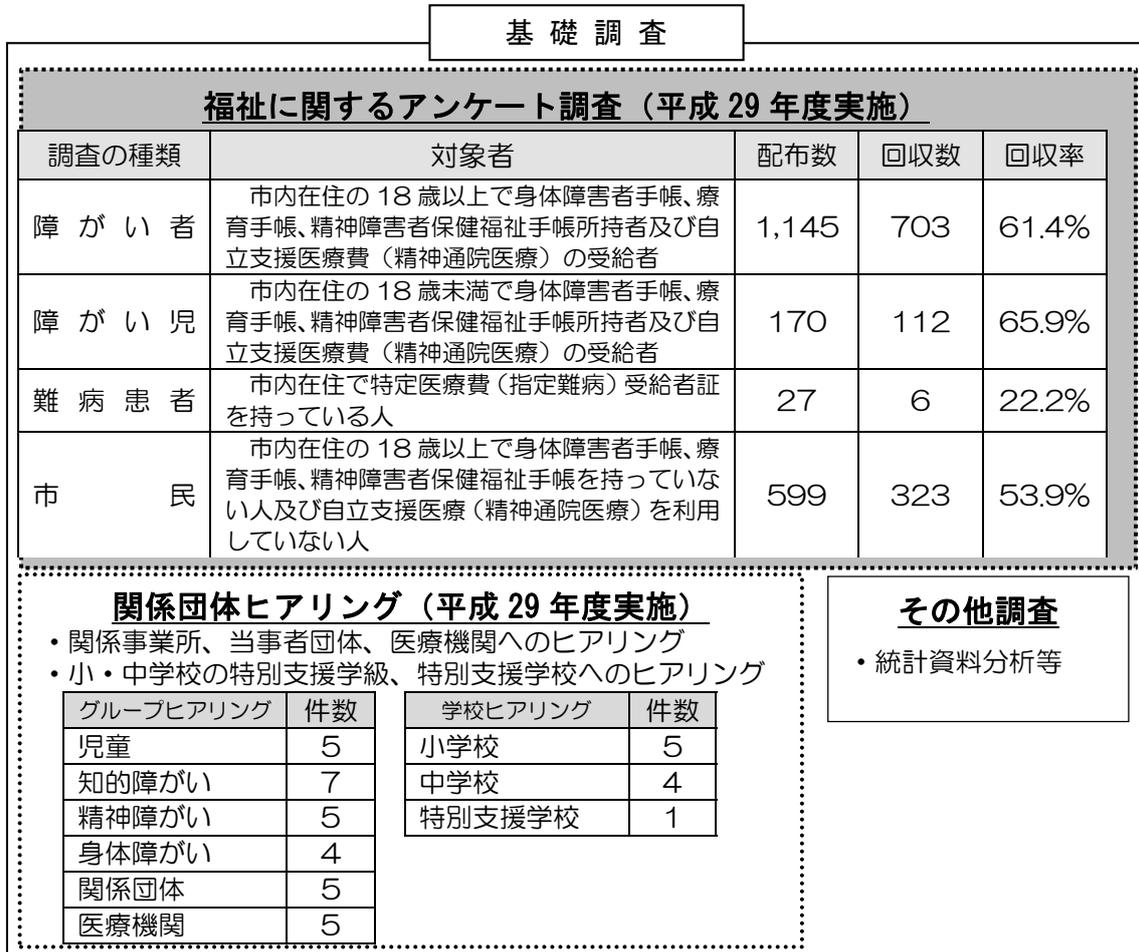
## 3. 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいいます。また「障がい児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障がい児及び療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童（障がい者手帳の有無は問いません）をいいます。



## 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、有識者や障がい福祉事業者、関係団体等で構成される小郡市自立支援協議会を策定委員会と位置づけ、住民等の意見を踏まえ検討・策定しました。



※ は、住民参加による策定プロセスを示す

## 第2章 障がい者・児をとりまく状況

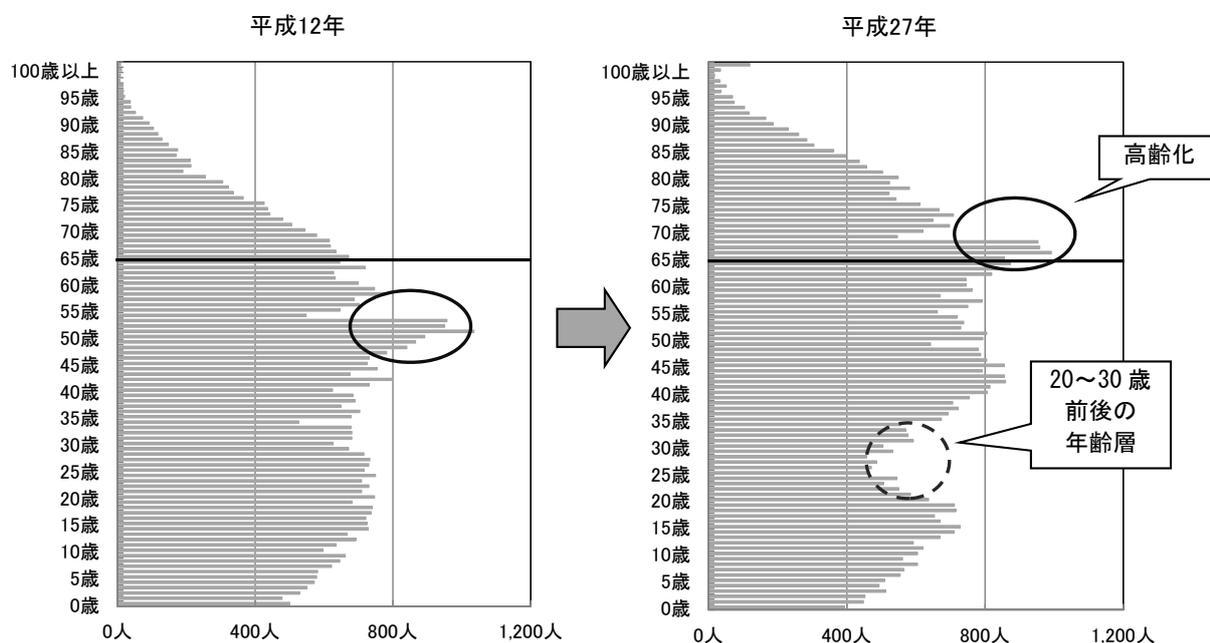
### 1. 総人口の推移

#### (1) 人口構成の推移

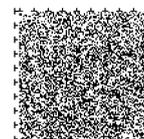
平成12年と平成27年における小郡市の人口構成の推移についてみると、子どもの人口はやや減少しており、60歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化していることがわかります。

また、多くが結婚・出産を経験する20～30歳前後の年齢階層については、特に25～30歳が減少しており、今後小郡市においても出生率の低下や少子化が予測されます。

#### <人口構成の推移>



資料：国勢調査



## (2) 年齢3区分別人口構成の推移

小郡市の総人口は、平成12年の54,583人から平成27年の57,983人と15年間で3,400人増加しています。

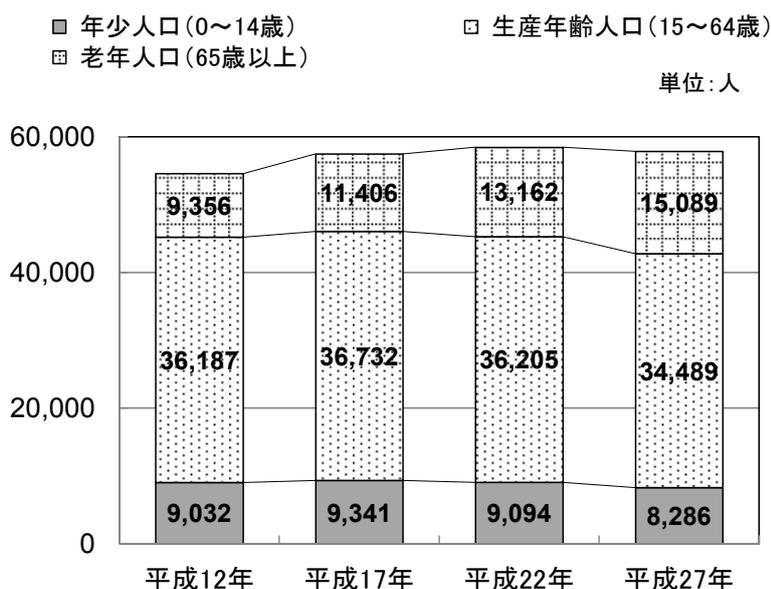
また、年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は平成12年から平成17年にかけて増加傾向にありましたが、平成17年から平成27年にかけては減少傾向にあります。老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、平成27年は平成12年と比べると約1.6倍となっています。

<年齢3区分別人口構成の推移>

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年 (参考)
総人口	54,583	57,481	58,499	57,983	59,682
年少人口(0～14歳)	9,032	9,341	9,094	8,286	8,224
構成比	16.5%	16.3%	15.5%	14.3%	13.8%
生産年齢人口(15～64歳)	36,187	36,732	36,205	34,489	35,550
構成比	66.3%	63.9%	61.9%	59.5%	59.6%
老年人口(65歳以上)	9,356	11,406	13,162	15,089	15,908
構成比	17.1%	19.8%	22.5%	26.0%	26.7%
年齢不詳	8	2	38	119	0

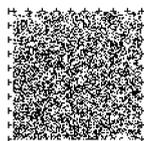
資料：国勢調査(10月1日)、平成29年のみ住民基本台帳(8月31日)

<年齢3区分別人口構成の推移>



資料：国勢調査

※合計値は年齢不詳を含みます。

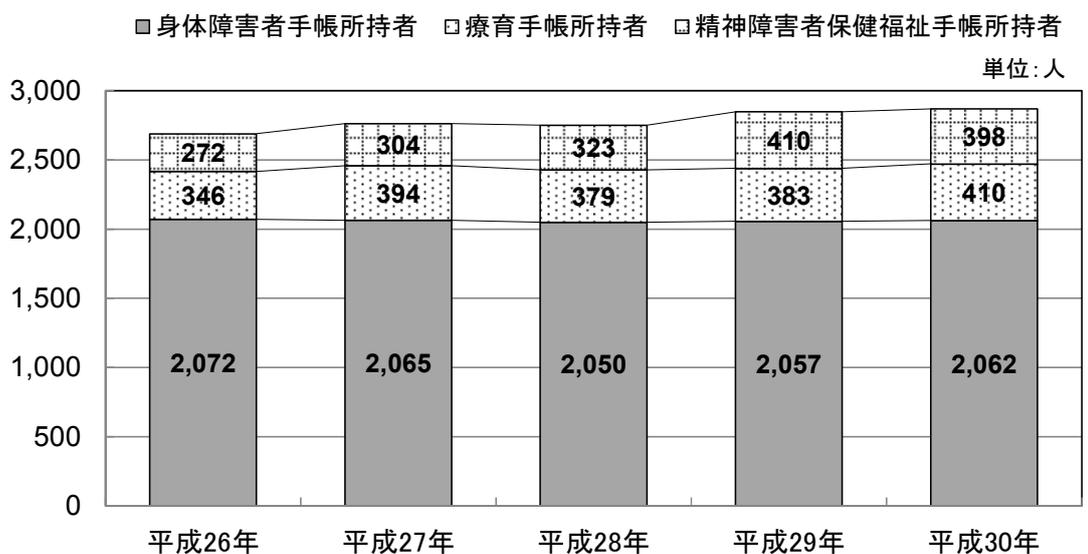


## 2. 障がい者・児の状況

### (1) 全体の状況

平成30年4月1日現在の障がい者手帳所持者数は2,870人(身体障害者手帳：2,062人、療育手帳：410人、精神障害者保健福祉手帳：398人)となっています。平成26年と比較すると、180人(身体障害者手帳：10人減少、療育手帳：64人増加、精神障害者保健福祉手帳：126人増加)増加しています。また、手帳所持率(総人口に占める手帳所持者の割合)は、障がい者・児全体で4.81%となっています。

＜障がい者手帳所持者数の推移＞

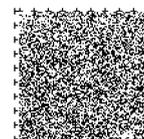


各年4月1日現在

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
障がい者手帳所持者	身体障害者手帳所持者数(人)	2,072	2,065	2,050	2,057	2,062
	総人口に占める割合(%)	3.49%	3.48%	3.47%	3.47%	3.45%
	療育手帳所持者数(人)	346	394	379	383	410
	総人口に占める割合(%)	0.58%	0.66%	0.64%	0.65%	0.69%
	精神障害者保健福祉手帳所持者(人)	272	304	323	410	398
	総人口に占める割合(%)	0.46%	0.51%	0.55%	0.69%	0.67%
	計(人)	2,690	2,763	2,752	2,850	2,870
	総人口に占める割合(%)	4.53%	4.66%	4.65%	4.81%	4.81%
	自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数(人)	743	710	774	728	801
	総人口に占める割合(%)	1.25%	1.20%	1.31%	1.23%	1.34%

各年4月1日現在

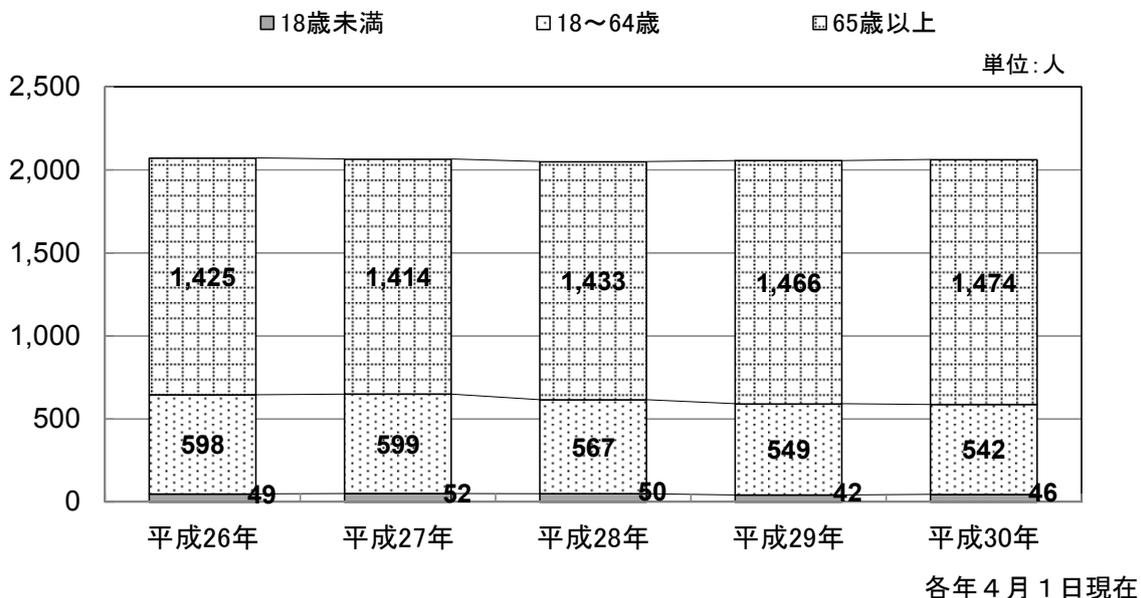
※重複障がいの場合、全てに計上しています。



## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

平成30年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は46人、「18～64歳」は542人、「65歳以上」は1,474人となっています。64歳未満は減少傾向、65歳以上はやや増加傾向にあります。

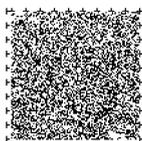
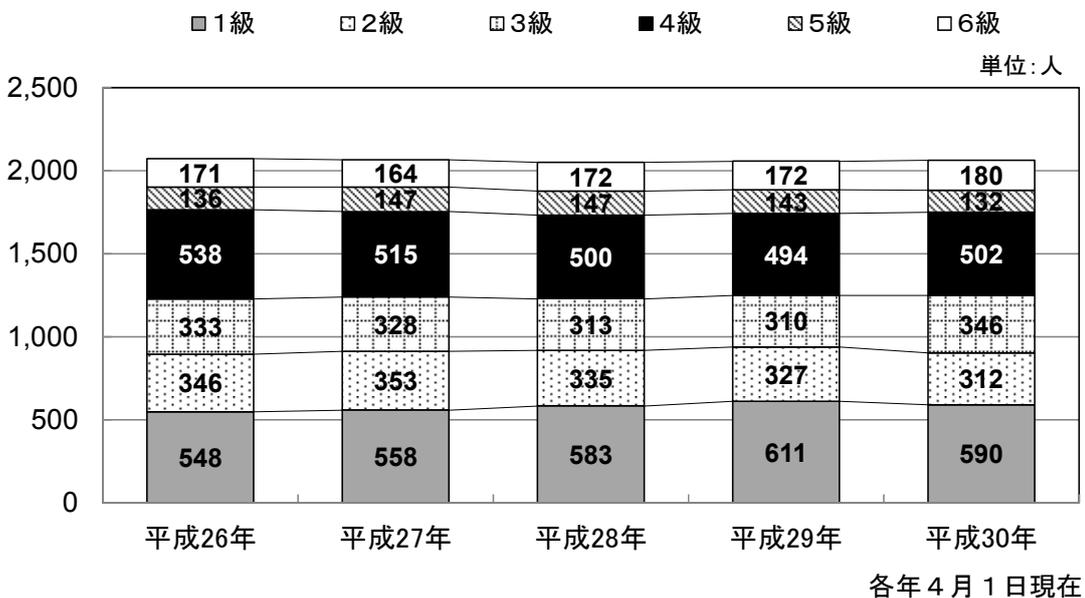
＜身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移＞



平成30年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、重度が全体の約44%（1級：590人、2級：312人）、中度が全体の41%（3級：346人、4級：502人）であり、中重度で全体の8割以上を占めています。

中度は平成27年から平成29年まで減少していましたが、平成30年度には増加しています。

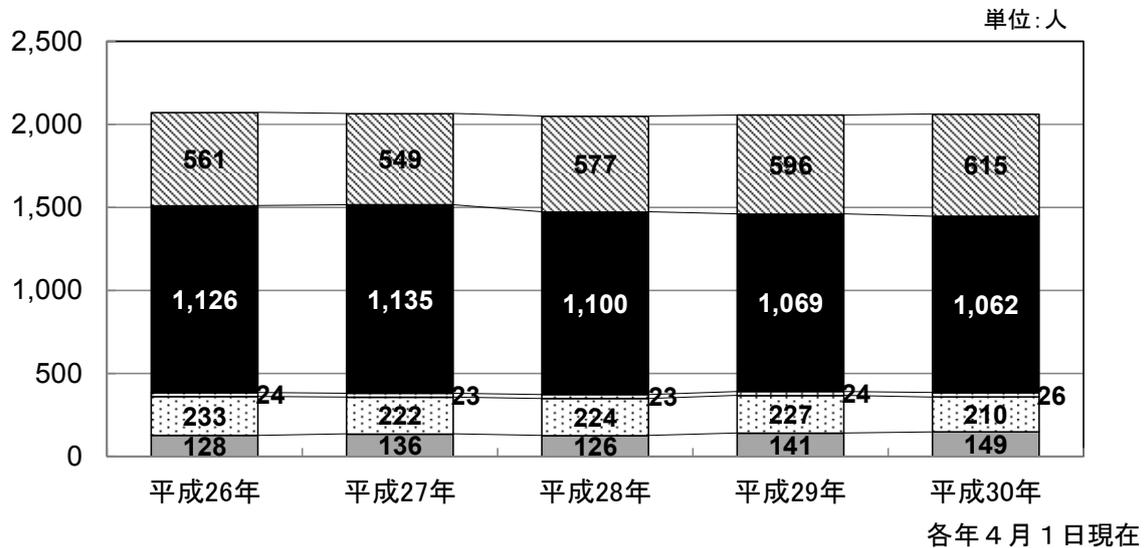
＜身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移＞



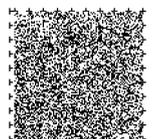
平成30年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数の推移を障がい部位別にみると、「肢体不自由」が1,062人と最も多く、「内部障がい」が615人、「聴覚・平衡機能障がい」が210人と続いています。

＜身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）の推移＞

□視覚障がい □聴覚・平衡機能障がい □音声・言語・そしゃく障がい ■肢体不自由 ▨内部障がい



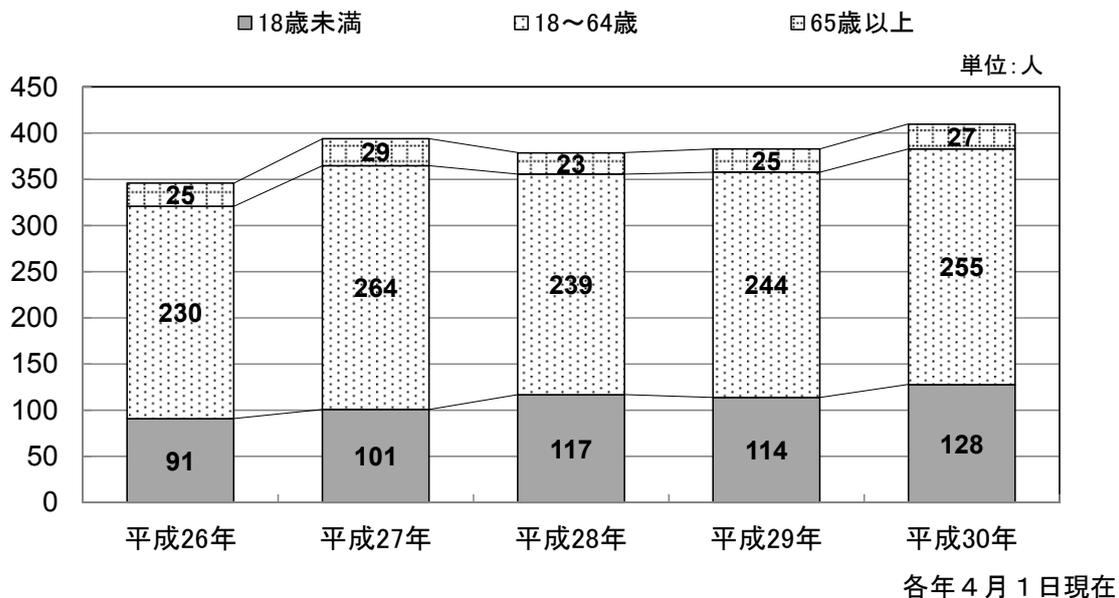
※重複して障がいがある場合は、主な障がい部位に計上しています。



### (3) 療育手帳所持者の状況

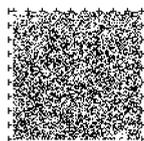
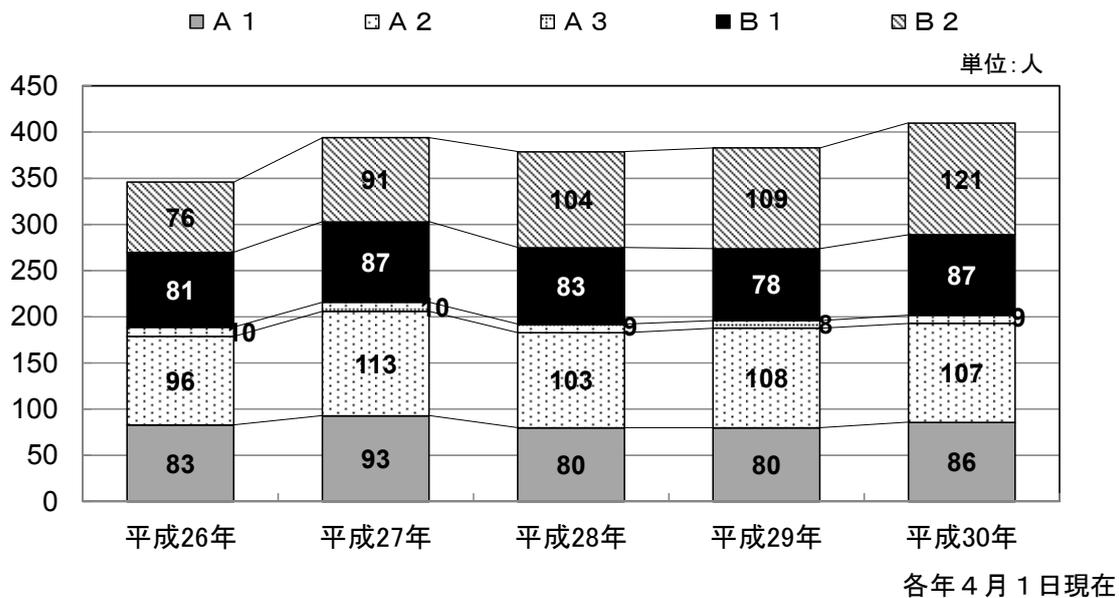
平成30年4月1日現在の療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は128人、「18～64歳」は255人、「65歳以上」は27人となっており、平成27年から平成28年にかけて減少しましたが、平成29年以降は増加傾向にあり、平成30年は410人となっています。

＜療育手帳所持者数（年齢別）の推移＞



平成30年4月1日現在の療育手帳所持者数の推移を判定別にみると、軽度(B2)が121人と最も多く、重度(A2)が107人と続いています。

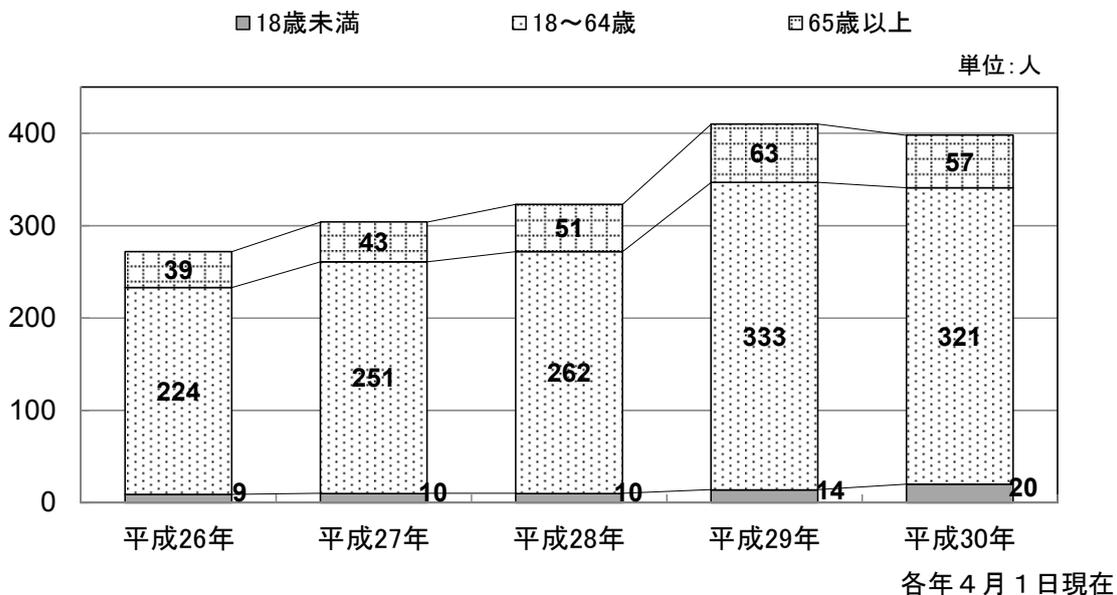
＜療育手帳所持者数（判定別）の推移＞



#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

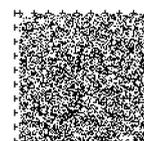
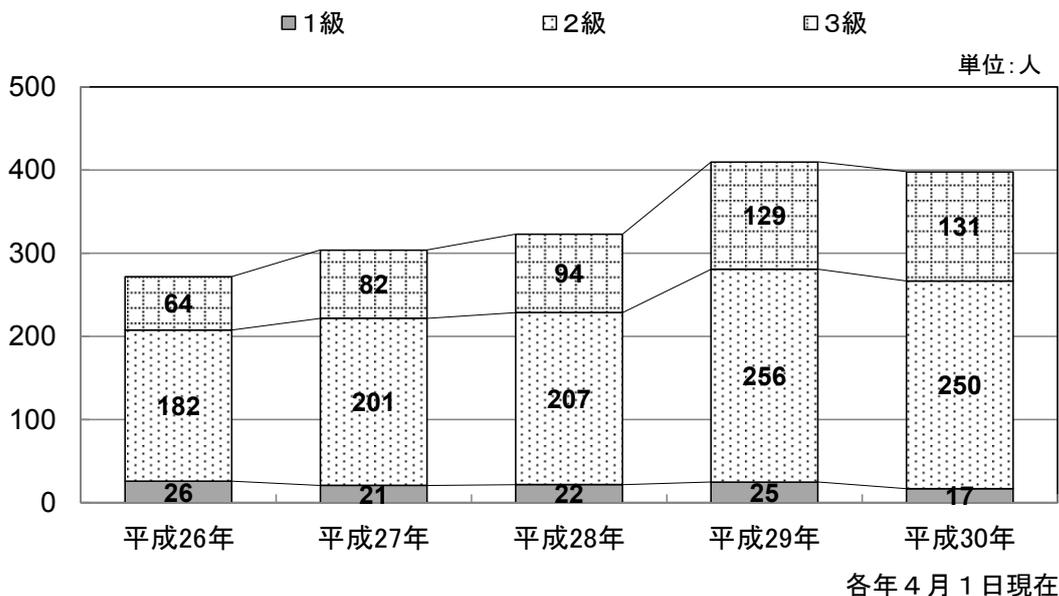
平成30年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は20人、「18～64歳」は321人、「65歳以上」は57人となっています。平成29年までは年々増加傾向にありましたが、平成30年には減少しています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移＞



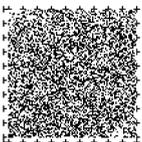
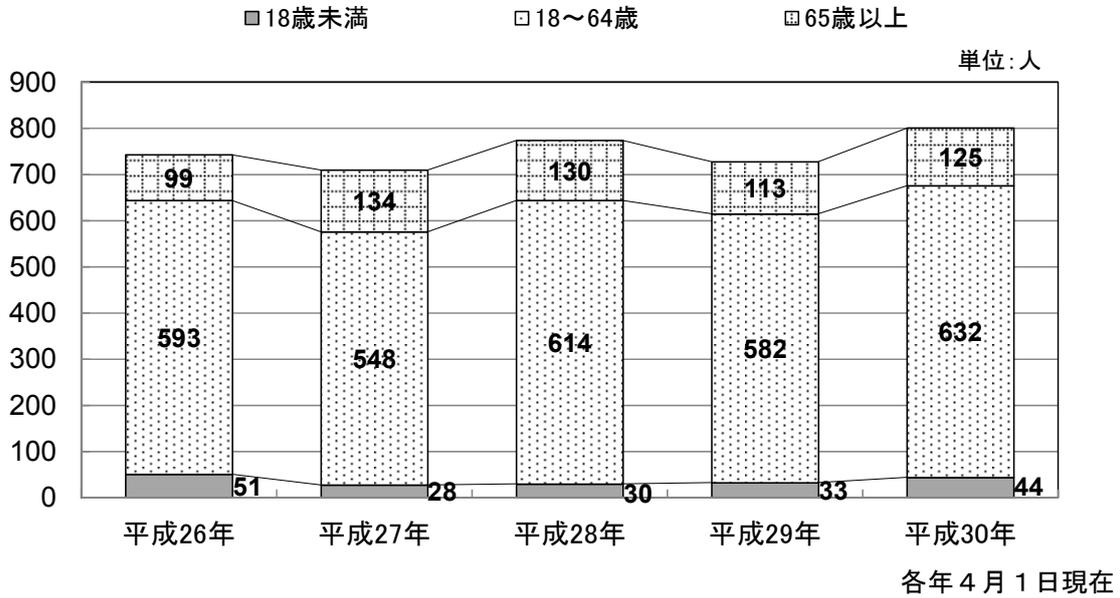
平成30年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が250名と突出しており、3級が131名と続いています。平成26年から平成30年で「3級」は約2.0倍に増えています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移＞



平成30年4月1日現在の自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は801人で、精神障害者保健福祉手帳所持者数（398人）を大きく上回っています。平成26年4月1日の受給者数と比較すると、平成30年は約1割増加しています。

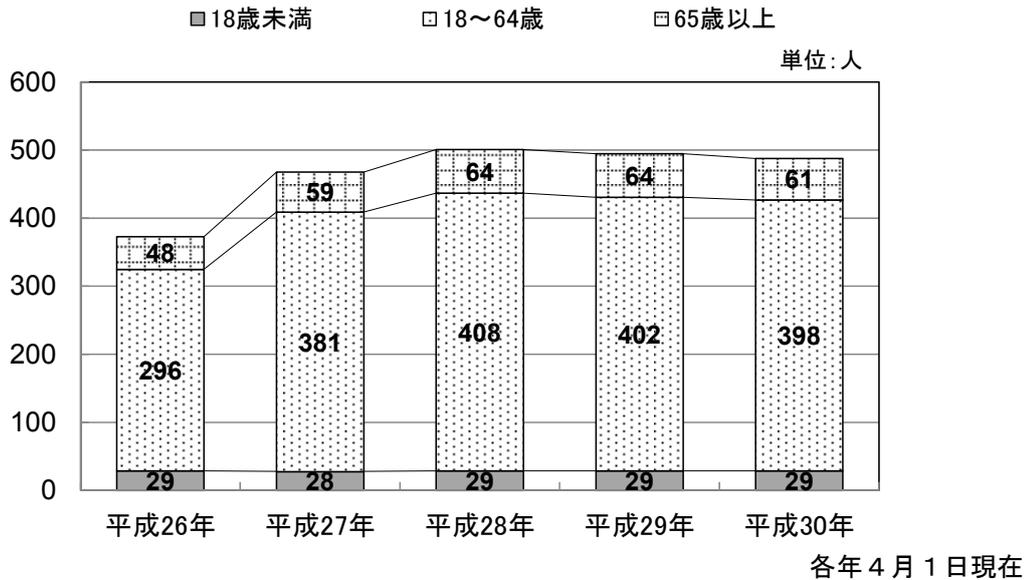
＜自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数（年齢別）の推移＞



(5) 障がい福祉サービス受給者証発行数の推移

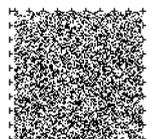
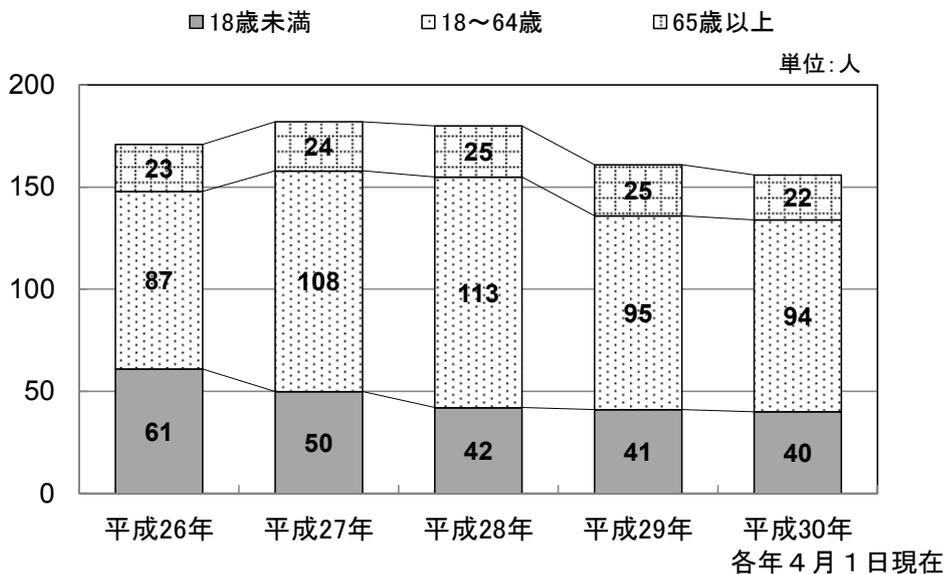
障がい福祉サービス受給者証の発行数は増加傾向にあり、平成 26 年から平成 30 年で約 3 割増加しています。年齢構成別では「18 歳未満」の受給者証所持者数は増減はみられません。「18～64 歳」の受給者証所持者数は平成 28 年をピークに平成 30 年まで減少、「65 歳以上」の受給者証所持者数は平成 26 年に増加し、その後大きな増減はみられません。

＜障がい福祉サービス受給者証所持者数の推移＞



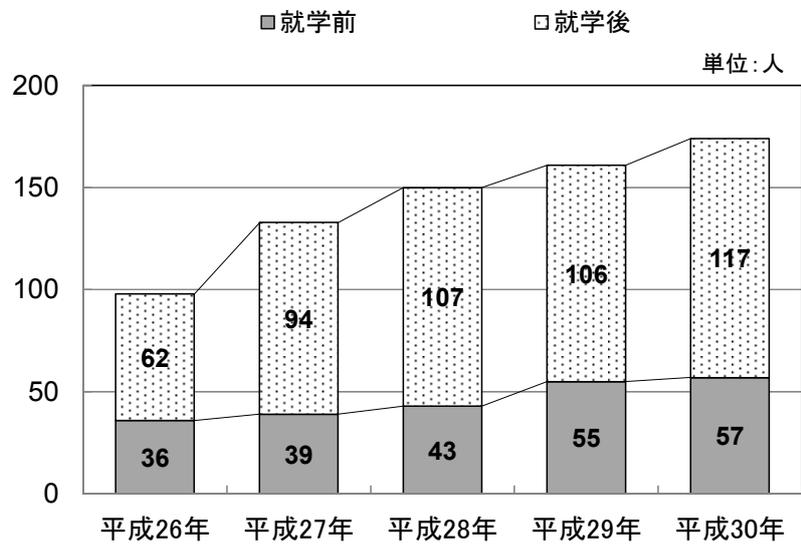
地域生活支援サービス受給者証の発行数は平成 27 年をピークに減少傾向にあります。年齢構成別では「18～64 歳」の発行数は平成 27 年に大きく増加していますが、平成 28 年から平成 29 年では大きく減少しています。「18 歳未満」の発行数は平成 25 年度から減少傾向にあります。

＜地域生活支援サービス受給者証発行数の推移＞

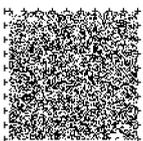


平成 24 年 4 月より創設された障がい児通所支援ですが、障がい児通所受給者証の発行数は、増加の一途をたどっています。平成 26 年から平成 30 年で 1.8 倍となっており、ニーズは増加傾向にあります。

＜障がい児通所受給者証発行数の推移＞



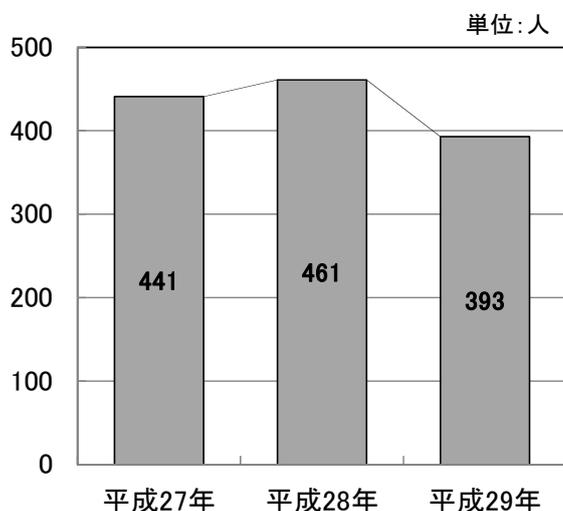
各年 4 月 1 日現在



## (6) 指定難病受給者証所持者数の推移

指定難病受給者証所持者数は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の指定経過措置が終わったため平成29年には減少しています。

<指定難病受給者証所持者数の推移>



福岡県北筑後保健福祉環境事務所 各年3月31日現在

## (7) 加配保育士等の配置状況の推移

加配保育士等の配置状況の推移は、平成30年は保育所で23人、幼稚園で29人、放課後等健全育成事業で14人となっています。認定こども園は現在市内にはなく、地域型保育事業は平成28年から開始しています。

<加配保育士等の配置状況の推移>

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所	7	13	14	23
認定こども園	-	-	-	-
地域型保育事業	-	0	0	0
幼稚園	19	24	35	29
放課後等健全育成事業	10	9	11	14

保育所・認定こども園・地域型保育事業は各年度10月1日現在

幼稚園は各年度5月1日現在

放課後等健全育成事業は4月1日現在

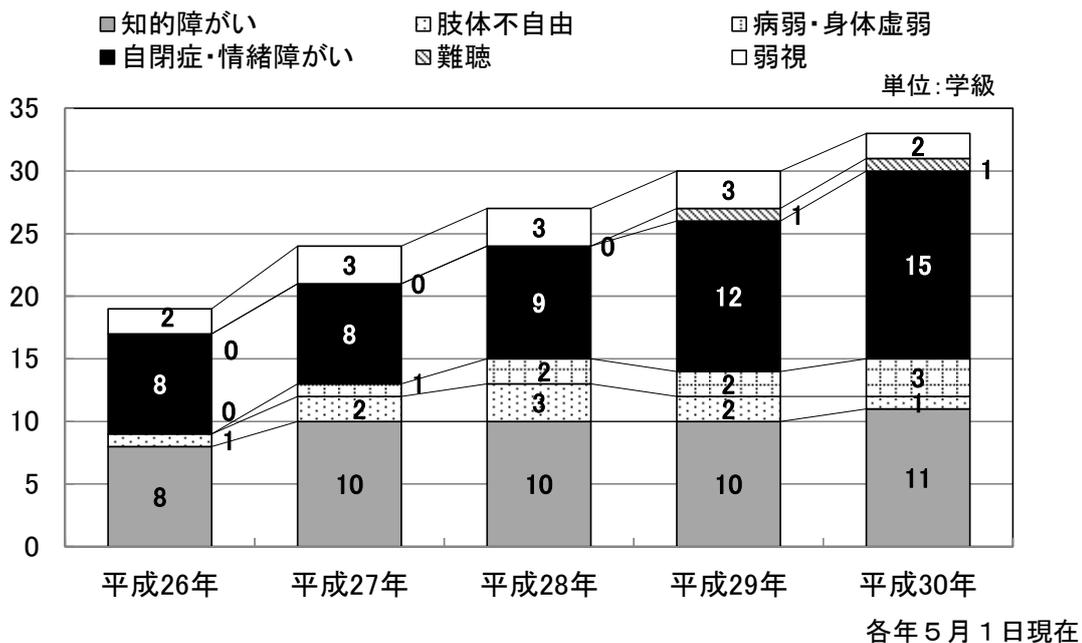


### 3. 就学等の現状

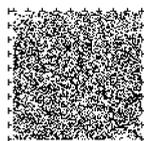
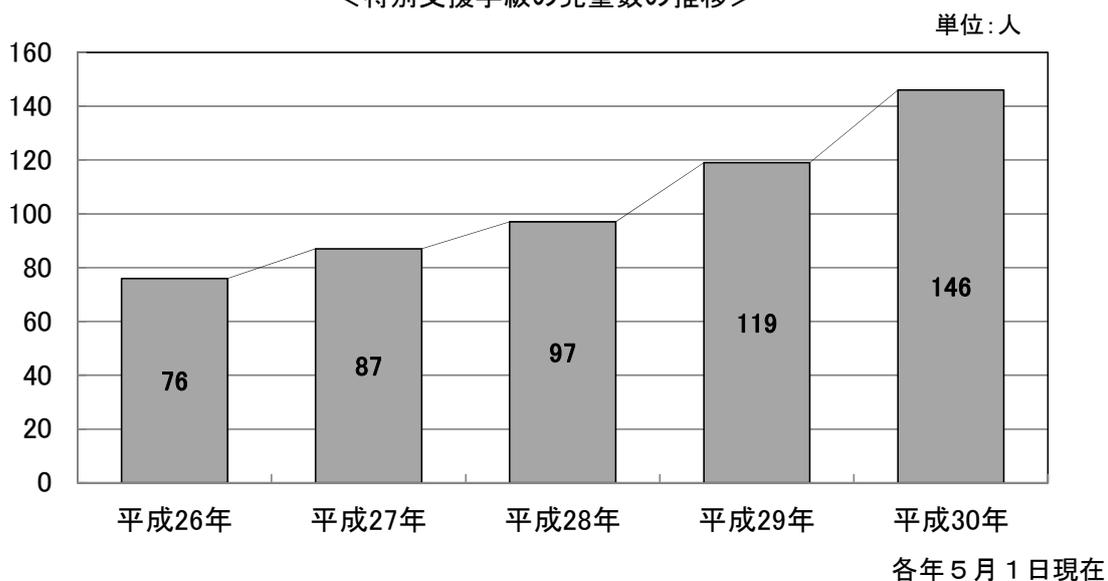
#### (1) 小学校の特別支援学級の状況

市内の公立小学校 8 校全てに特別支援学級が設置されており、全体の学級数は年々増加し、特に自閉症・情緒障がいの学級は平成 26 から平成 30 年にかけて約 1.9 倍に増えています。児童数をみると、平成 26 年から平成 30 年（平成 26 年：76 人、平成 30 年：146 人）の間では約 1.9 倍となっています。

＜特別支援学級数の推移＞

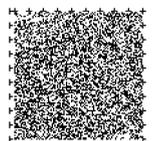
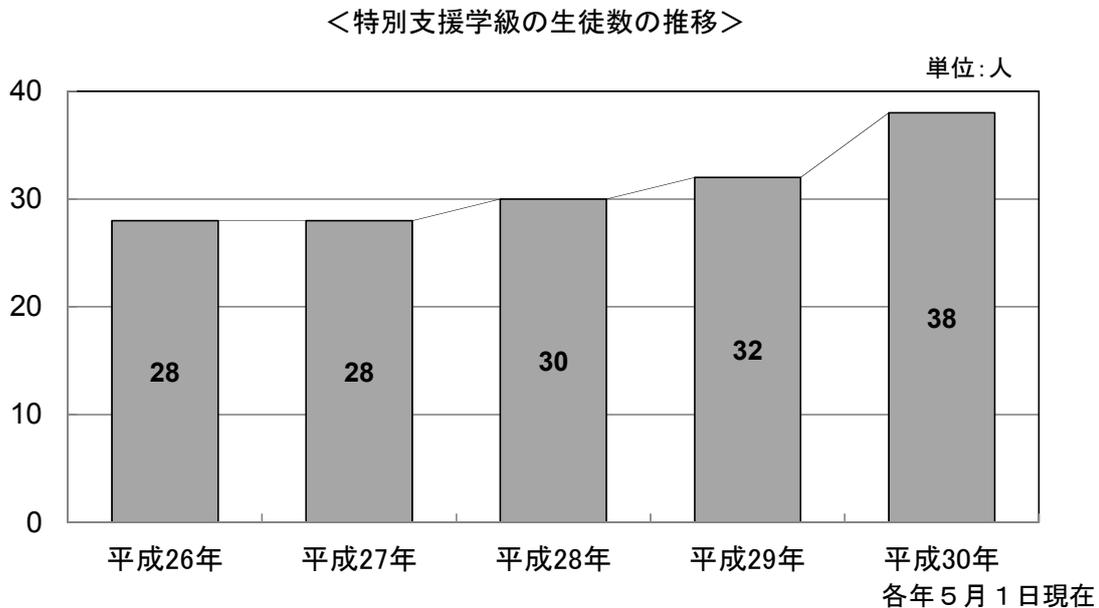
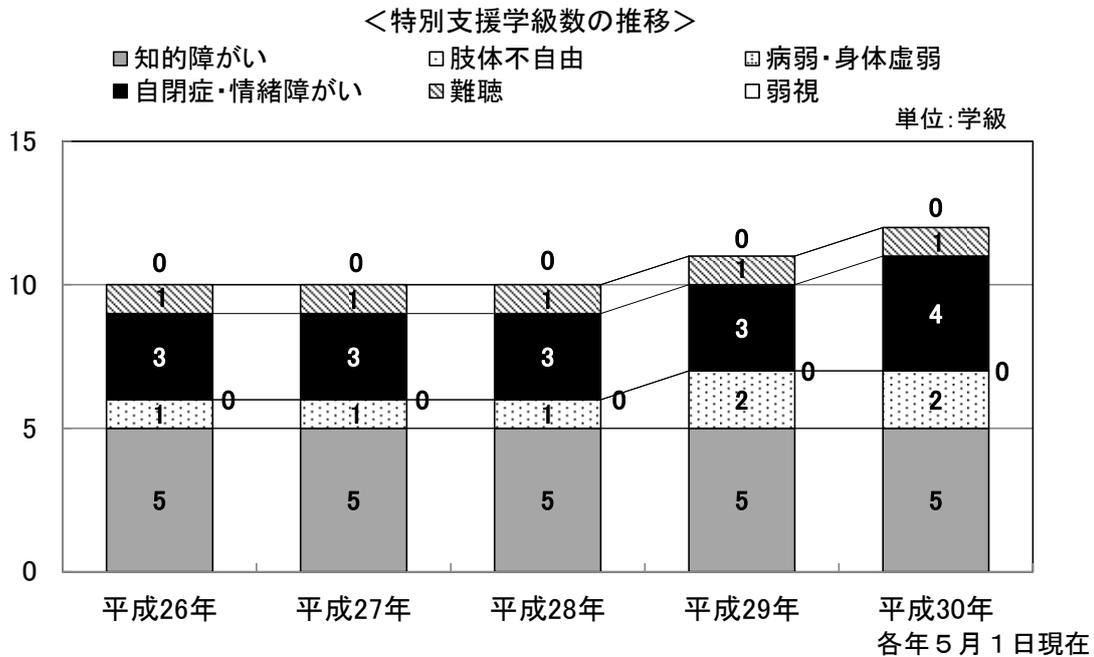


＜特別支援学級の児童数の推移＞



## (2) 中学校の特別支援学級の状況

市内の公立中学校5校全てに特別支援学級が設置されており、学級数をみると大きな変化はなく、平成28年から平成29年の間で肢体不自由の学級は1学級増加、平成29年から平成30年の間で自閉症・情緒障がいの学級は1学級増加しています。生徒数は平成29年までは大きな変化はみられませんでした。平成30年には約2割（平成29年：32人、平成30年：38人）増加しています。

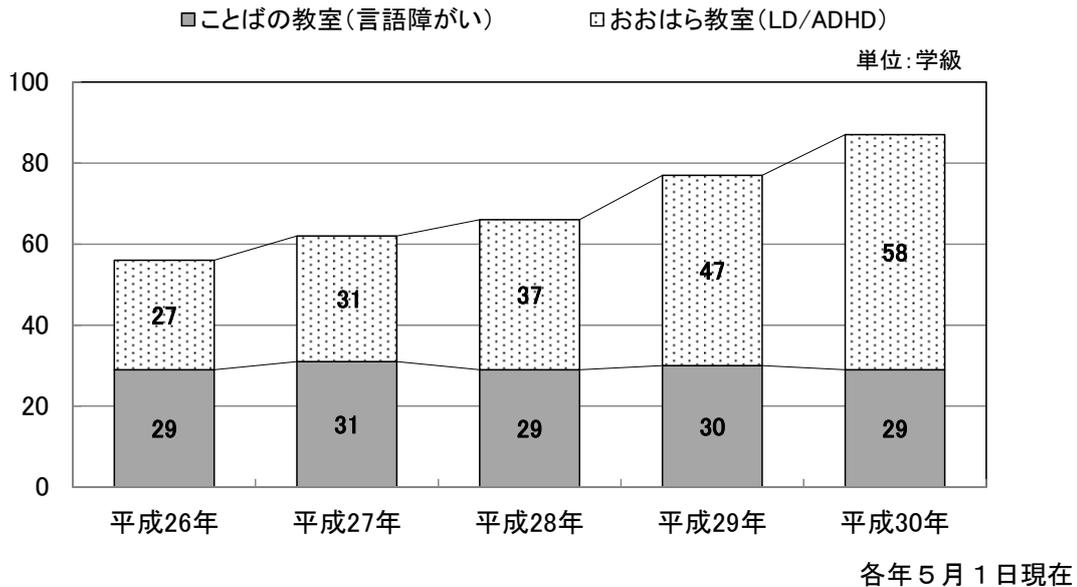


### (3) 通級指導教室の状況

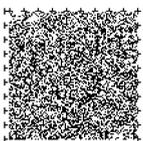
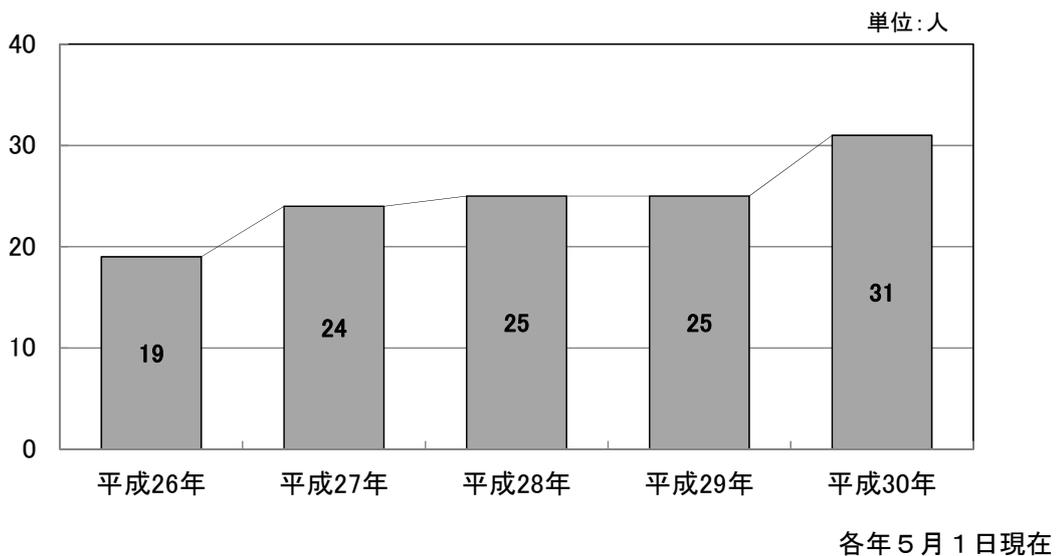
小学校の通級指導教室に通う児童の数の全体は年々増加しています。「おおはら教室（LD/ADHD）」に通う児童は平成26年から平成30年にかけて約2.1倍に増えています。

中学校の通級指導教室（大原中学校通級指導教室（大原中教室））に通う生徒の数も年々増加しており、生徒数は平成26年から平成30年にかけて約1.6倍に増えています。

＜大原小学校通級指導教室（ことばの教室・おおはら教室） 通級児童数の推移＞



＜大原中学校通級指導教室（大原中教室） 通級生徒数の推移＞



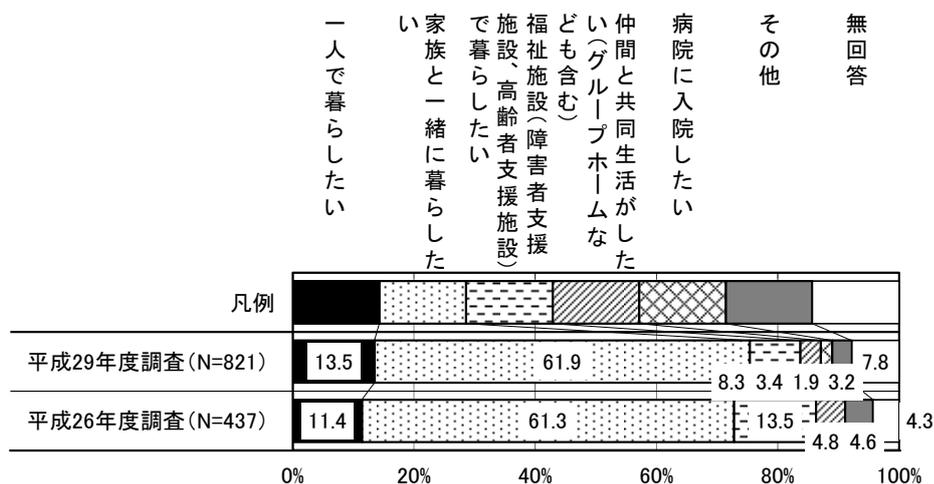


## (2) 地域生活について

### ① 希望する今後の暮らし方

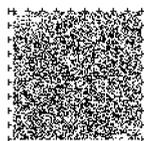
○前回の調査と比較すると、平成 26 年度と比べ平成 29 年度では「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」の割合が 5.2 ポイント減少しています。

希望する今後の暮らし方（前回調査との比較）



※ 平成 29 年度調査は障がい者調査、障がい児調査、難病患者調査を合算して割合を算出

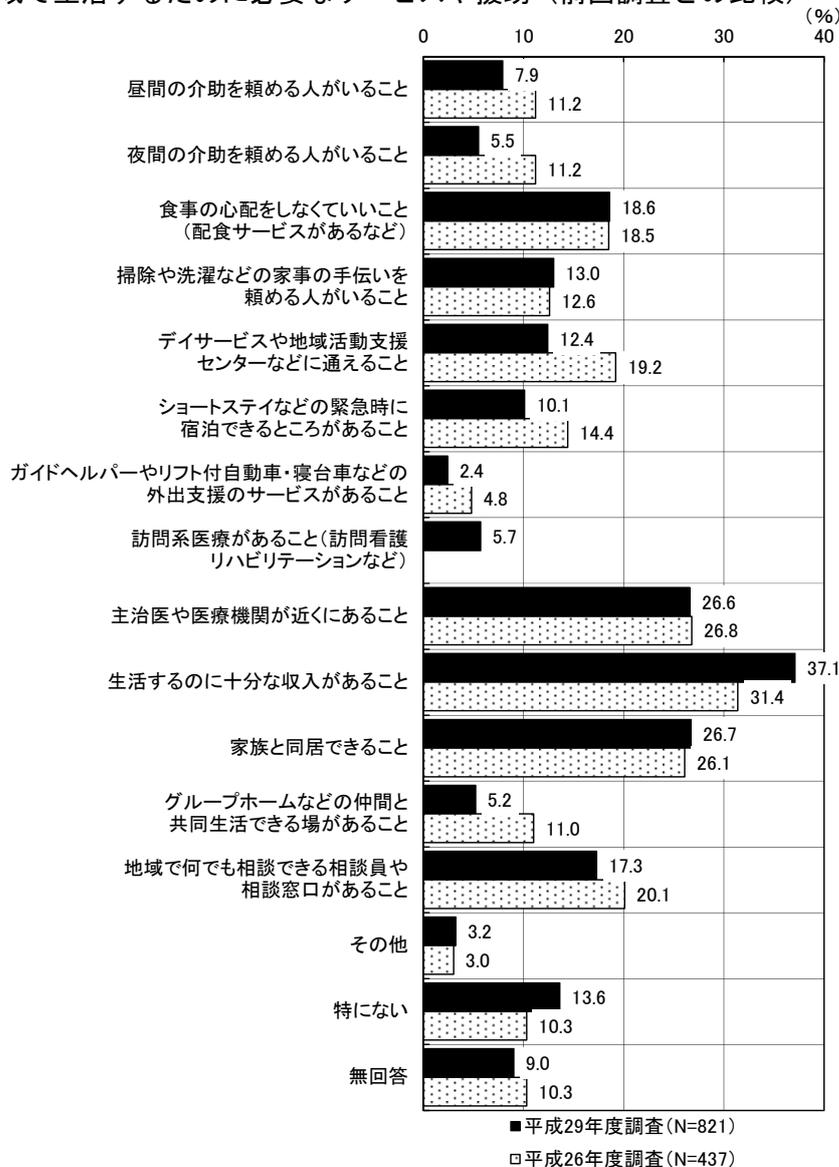
※ 平成 26 年度調査には「病院に入院したい」の選択肢なし



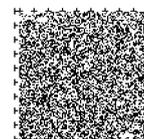
## ②自宅や地域で生活するために必要なサービスや援助

○前回調査と比較すると、平成26年度と比べ平成29年度では「生活するのに十分な収入があること」が5.7ポイント増加で、最も増加しています。

自宅や地域で生活するために必要なサービスや援助（前回調査との比較）



※ 平成29年度調査は障がい者調査、障がい児調査、難病患者調査を合算して割合を算出

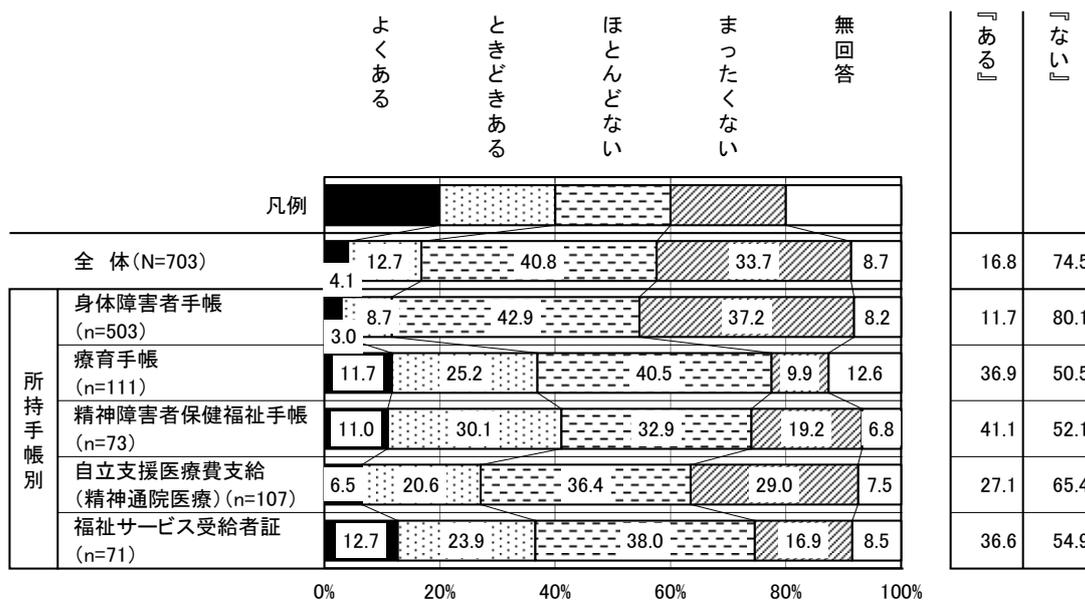


### (3) 権利擁護について

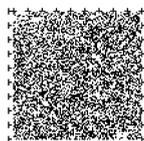
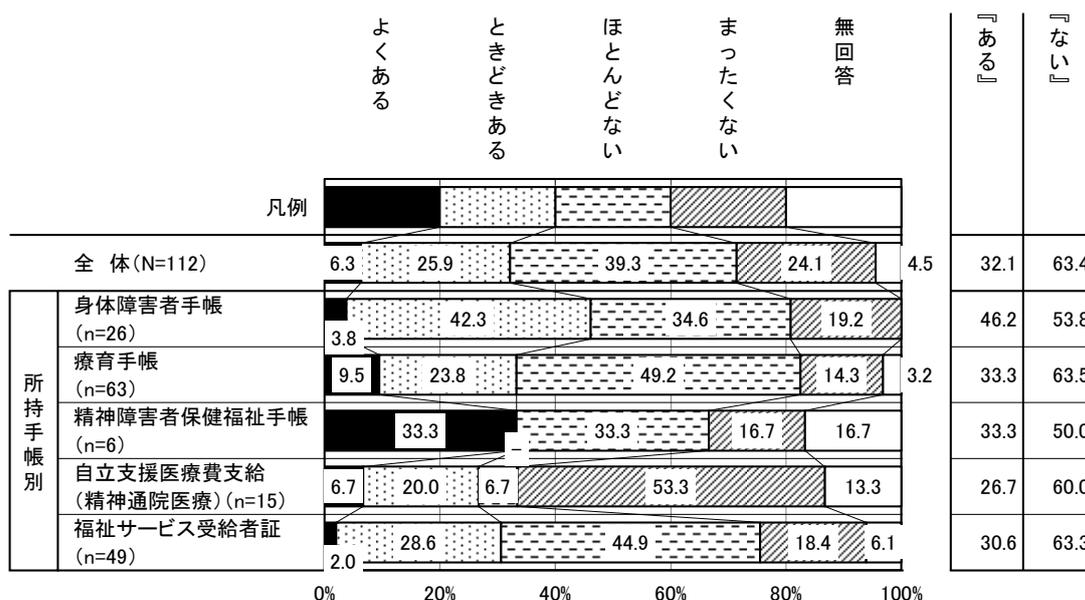
#### ① 差別の有無

○障がい者の中では、差別を受けたことが『ある』は療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・福祉サービス受給者証所持者で3割～4割と高くなっています。障がい児の中では、自立支援医療費支給を除き、『ある』が3～4割と高くなっています。

障がいがあるために差別を受けた経験【障がい者】



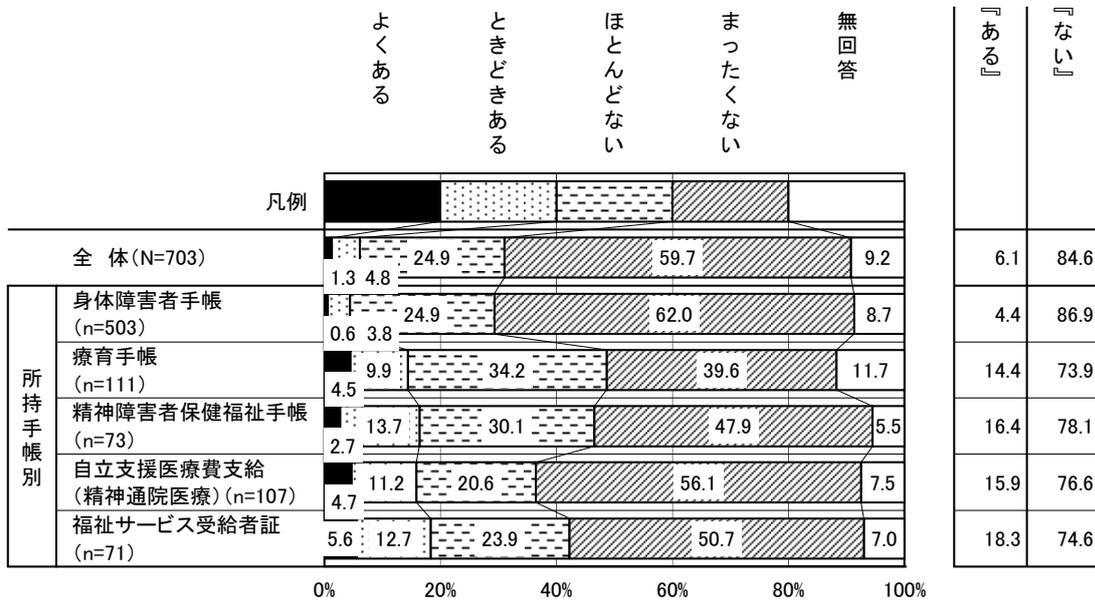
障がいがあるために差別を受けた経験【障がい児】



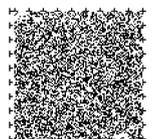
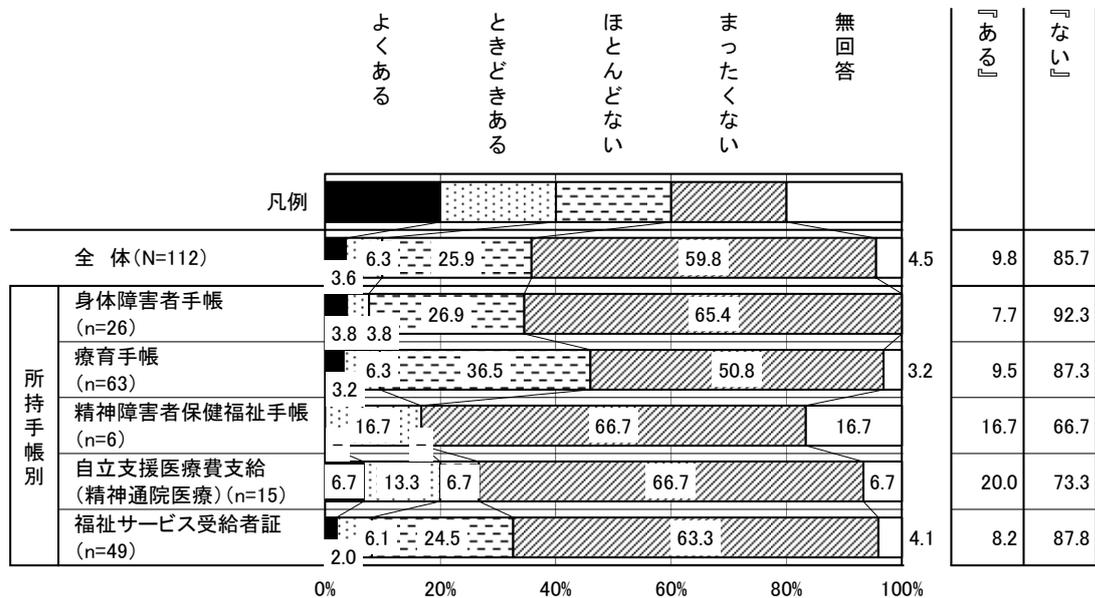
## ②虐待の有無

○障がい者の中では、虐待を受けたことが『ある』は身体障害者手帳所持者を除き、1割を超えて高くなっています。障がい児では『ある』が1割となっています。

障がいがあるために虐待を受けた経験【障がい者】

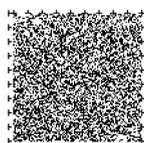
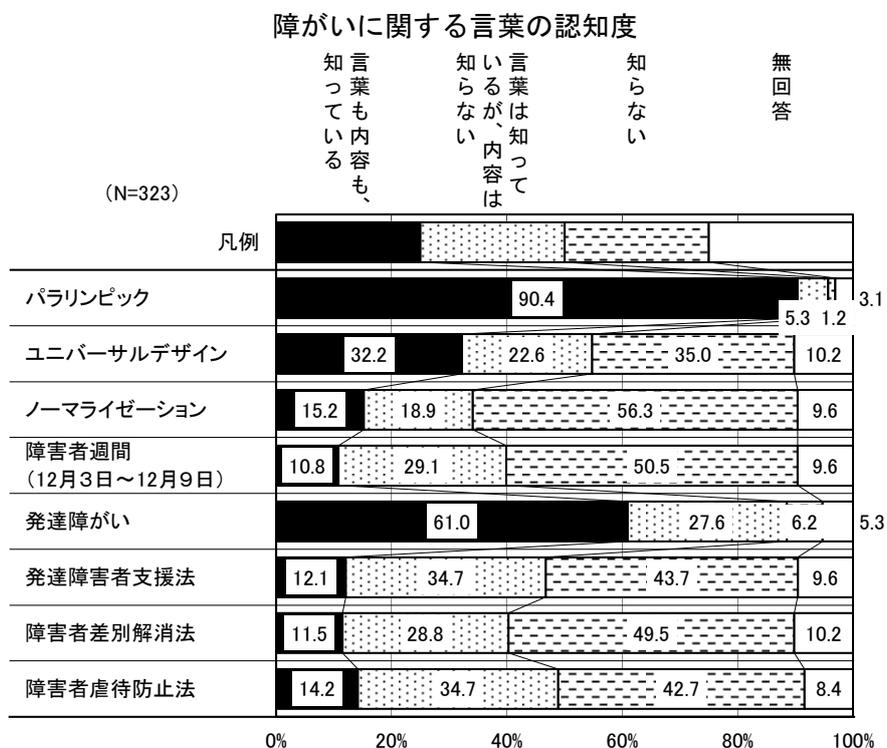


障がいがあるために虐待を受けた経験【障がい児】



### ③障がいに関する言葉の認知度

○「パラリンピック」「発達障がい」は「言葉も内容も、知っている」が6割～9割で高くなっているが、「発達障害者支援法」「差別解消法」「障害者虐待防止法」の法律については「知らない」が4割と高くなっています。

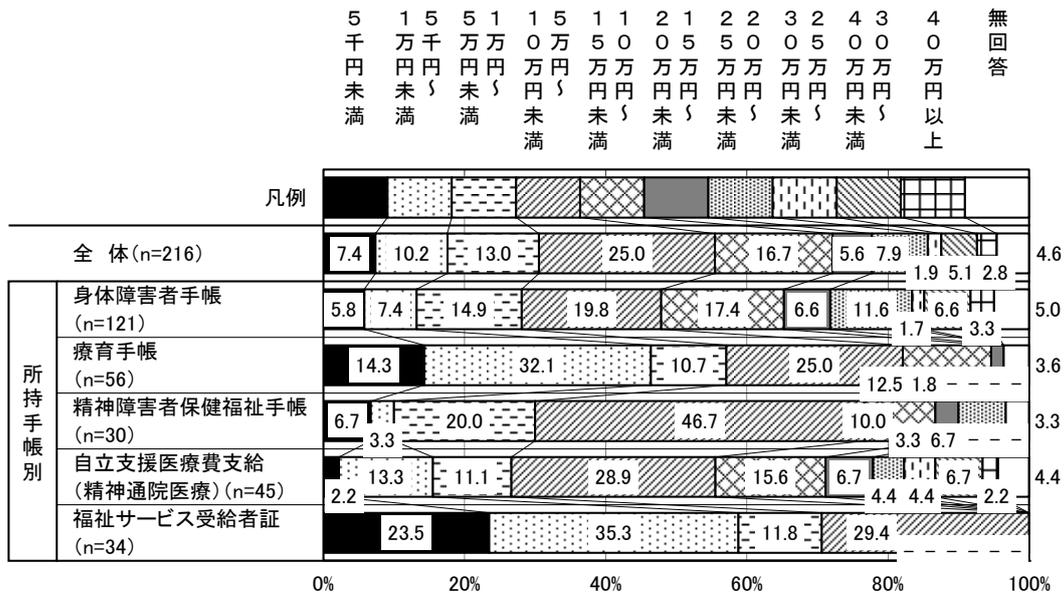


#### (4)就労について

##### ①1ヶ月の仕事での平均収入

○平均収入が5万円未満の割合は、身体障害者手帳所持者では 28.1%、療育手帳所持者では 57.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 30.0%、自立支援医療費支給では 26.6%、福祉サービス受給者では 70.6%となっています。療育手帳所持者・福祉サービス受給者では半数を超えています。

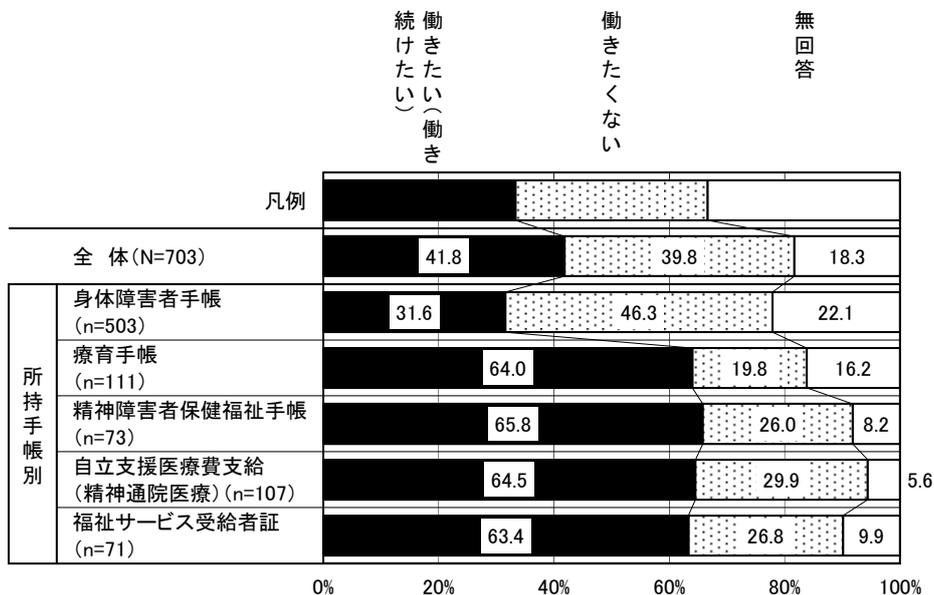
1ヶ月の仕事での平均収入



##### ②就労意向

○働きたい・働き続けたいと思っている人は4割強となっています。その中で、現在、働いている人は7割弱、働いていない人は3割強となっています。約3人に1人が働きたいと思いながらも仕事がないという現状です。

就労意向



就労状況（就労意向別）

		(%)			
		調査数	仕事を している	仕事を していない・ できない (在学中を 含む)	無 回 答
全体		703	30.7	59.2	10.1
就 意 別 向 労	働きたい(働き続けたい)	294	67.3	31.6	1.0
	働きたくない	280	4.3	92.9	2.9

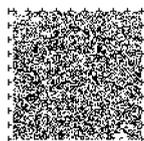
③自立と福祉の向上のための支援として小郡市が今後、重点的に進めるべきこと

○身体障害者手帳所持者以外では「就労支援の充実」の割合が4割を超えており、高くなっています。

自立と福祉の向上のための支援として小郡市が今後、重点的に進めるべきこと

		(%)													
		調査数	育 解 の 充 実	障 が い 者 に 対 す る 啓 発 や 社 会 の 理 解	障 が い の 種 類 や 程 度 に 応 じ た 保 育・学 校 教 育 の 充 実	就 労 後 の 指 導 や 支 援 な ど	就 労 支 援 の 充 実 (働 く た め の 訓 練 や 職 業 紹 介 、 働 く 場 の 確 保 、 就 労 支 援 の 充 実)	同 生 活 で し よ ん の 充 実	グ ル ー プ ホ ー ム な ど の 地 域 で 共 に し よ ん の 充 実	機 能 回 復 訓 練 な ど の リ ハ ビ リ テ ィ ン グ の 充 実	ホ ー ム ヘル プ な ど の 在 宅 サ ー ビ ス の 充 実	在 宅 生 活 を 支 え る た め の 医 療 費 の 助 成	通 院 ・ 治 療 の た め の 医 療 費 の 助 成	サ イ ド ヘル パー な ど の 外 出 支 援	
全体		703	30.9	22.6	31.3	19.8	16.1	20.1	33.4	7.1					
所 持 手 帳 別	身体障害者手帳	503	31.0	21.3	25.8	18.5	19.9	22.5	31.8	7.6					
	療育手帳	111	26.1	30.6	40.5	37.8	7.2	16.2	19.8	9.9					
	精神障害者保健福祉手帳	73	38.4	17.8	46.6	17.8	8.2	12.3	54.8	4.1					
	自立支援医療費支給(精神通院医療)	107	41.1	27.1	48.6	15.0	7.5	11.2	48.6	1.9					
	福祉サービス受給者証	71	31.0	22.5	42.3	40.8	15.5	26.8	35.2	12.7					

		施設 入 所 支 援 な ど の 居 住 系 サ ー ビ ス の 充 実	障 が い 者 に 対 す る 情 報 提 供 や 相 談 窓 口 の 充 実	障 が い の 種 類 や 程 度 に 応 じ た 保 育・学 校 教 育 の 充 実	交 流 が い る 同 士 や 地 域 の 人 な ど と の 接 点 の 充 実	ボ ラ ン テ ィ ア の 育 成 と 活 動 支 援	緊 急 時 や 災 害 時 の 支 援 体 制 の 充 実	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体		13.4	19.9	11.8	9.0	34.7	3.8	9.5	10.2	
所 持 手 帳 別	身体障害者手帳	13.1	18.5	9.5	9.5	36.0	3.6	9.3	10.5	
	療育手帳	22.5	16.2	18.9	10.8	35.1	5.4	6.3	14.4	
	精神障害者保健福祉手帳	9.6	37.0	17.8	9.6	31.5	1.4	9.6	4.1	
	自立支援医療費支給(精神通院医療)	9.3	27.1	14.0	7.5	29.9	2.8	7.5	5.6	
	福祉サービス受給者証	25.4	18.3	15.5	14.1	31.0	2.8	5.6	7.0	

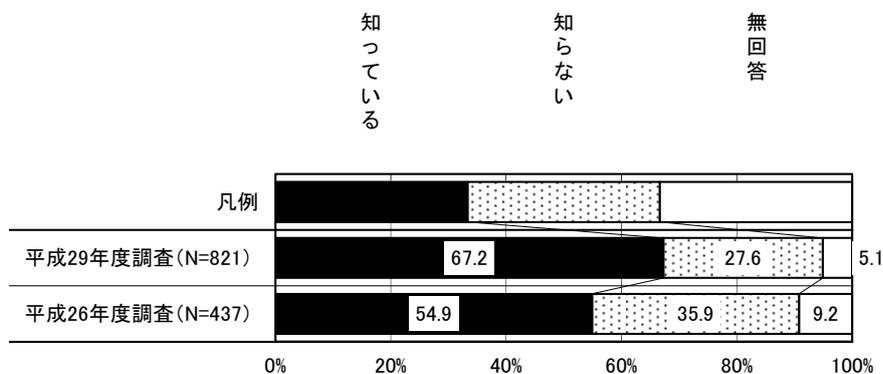


## (5)防災について

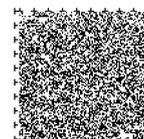
### ①災害が起きた場合の避難所を知っているか

○前回調査と比較すると、平成 26 年度と比べ平成 29 年度では「知っている」の割合が 12.3 ポイント増加しています。

災害が起きた場合の避難所を知っているか（前回調査との比較）



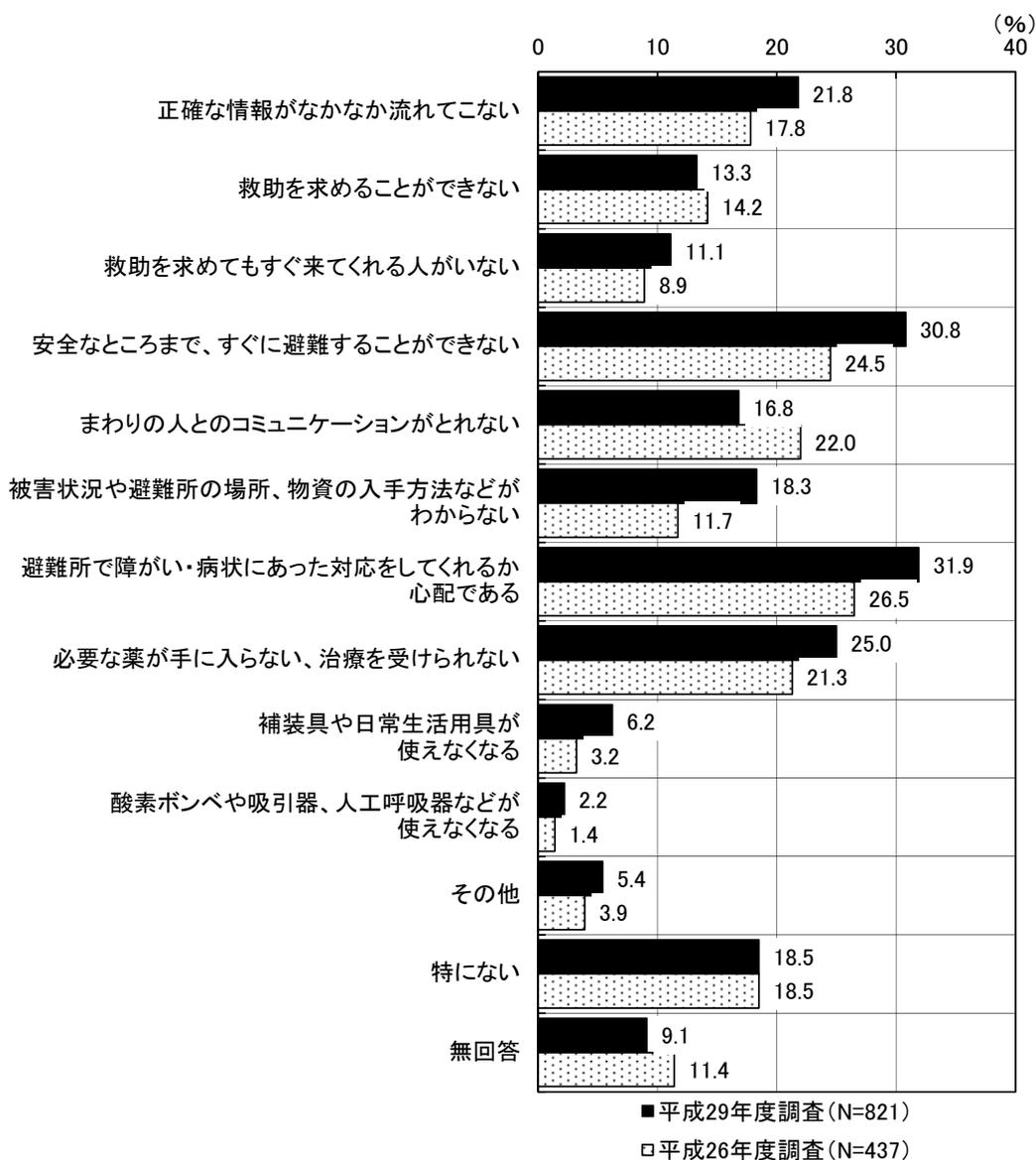
※ 平成 29 年度調査は障がい者調査、障がい児調査、難病患者調査を合算して割合を算出



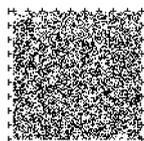
## ②災害が起きた場合に心配なこと

○前回調査と比較すると、平成 26 年度と比べ平成 29 年度では「正確な情報がなかなか流れてこない」「安全なところまで、すぐに避難することができない」「被害状況や避難所の場所、物資の入手方法などが分からない」「避難所で障がい・病状にあった対応をしてもらえるか心配である」等が大きく増加しています。

災害が起きた場合に心配なこと（前回調査との比較）



※ 平成 29 年度調査は障がい者調査、障がい児調査、難病患者調査を合算して割合を算出



## 5. アンケート調査結果から見てきた小都市の課題

アンケート調査結果から、小都市の障がい施策推進の課題として以下の項目が挙げられます。

### 課題1 障がいに対する理解の促進に向けた取り組み

差別に関しては、所持手帳によって受けたことが『ある』『ない』が大きく異なっています。また、障がいに関する言葉の認知度についても、「パラリンピック」や「発達障がい」は認知度が高いが、「ノーマライゼーション」や「障害者差別解消法」については認知度が低いです。

これらに関しては、障がい者を取り巻く周りの人の障がいへの理解不足が原因と考えられます。今後も共生社会の実現に向けて、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発が必要になります。

### 課題2 住み慣れた地域で生活するためのさらなる支援の充実

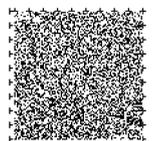
暮らし方に関しては、今後は家族と一緒に暮らしたいとの回答が多くなっています。また、地域で生活するためには、特に十分な収入、家族との同居、近くに医療機関があることが必要とされています。

住み慣れた地域で家族と一緒に安心して暮らすことは障がいのある人にとって重要であると考え、本市でも実現に向けて様々なサービス等を行ってきました。これからも、より一層の地域移行の実現に向け、就労支援やサービスの充実等に取り組む必要があります。

### 課題3 災害時の対応

災害時の心配なことに関しては、避難所での対応、すぐに避難できない、必要な薬・治療を受けられない等が上位に挙がっています。また、全体的に前回の調査と比べると割合は高くなっています。近年、地震や豪雨等の災害が頻発していることもあり、不安は高まっていると考えられます。

不安解消のためにも、災害発生時に円滑な避難行動が行えるように、助け合い、支え合える体制、避難所での物資の確保やコミュニケーション支援を充実させる必要があります。

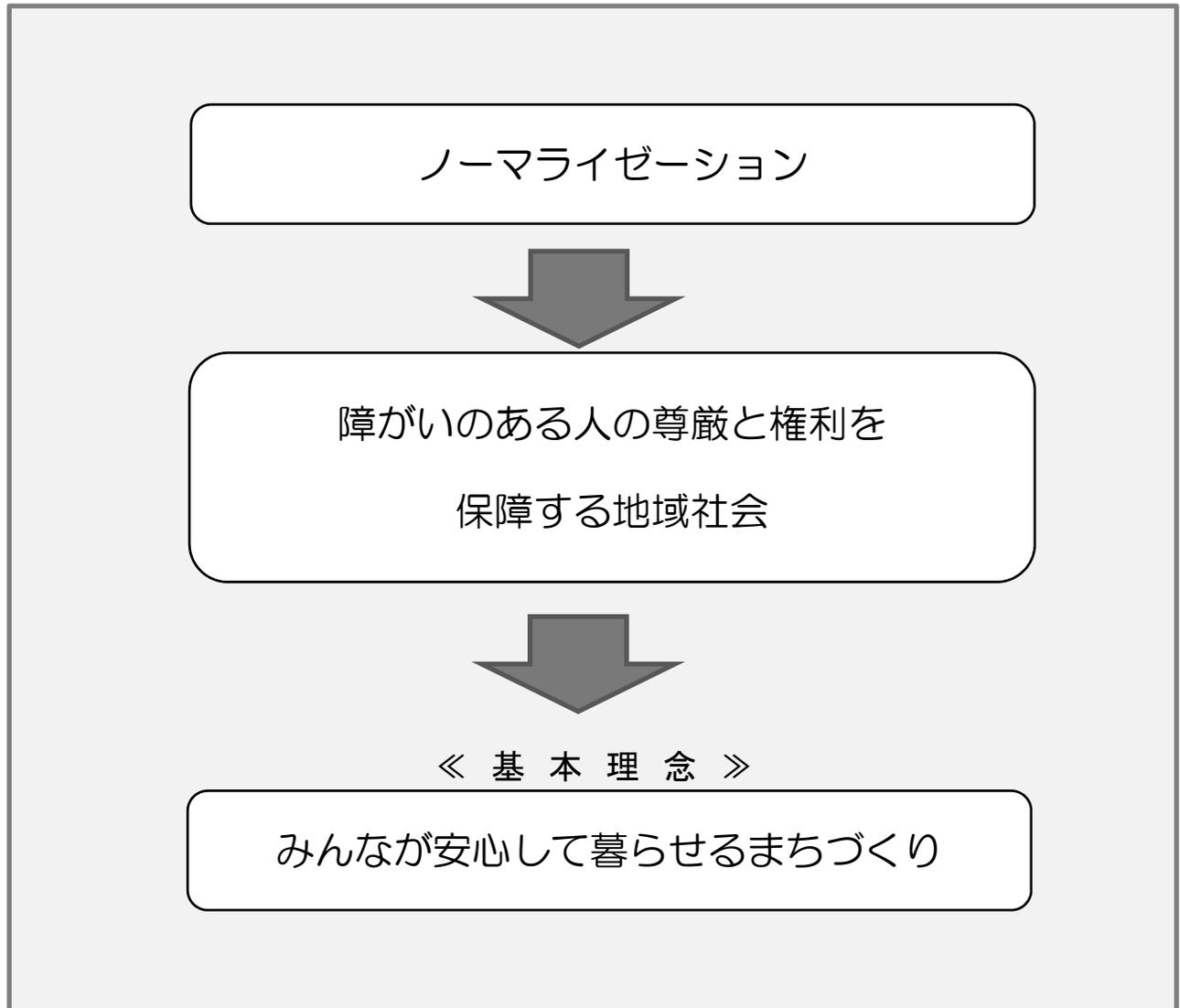


## 第3章 計画の基本方針

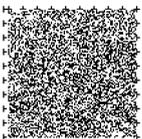
### 1. 基本理念

基本理念は、第2期計画における、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人の尊厳と権利を保障する地域社会を目指し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

《目指すべき方向性》



「ノーマライゼーション」・・・  
障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、市民全体が共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。



## 2. 基本目標

本計画の基本的方向は、障がいのある人が障がいのない人と同様に、住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活し、さまざまな社会活動ができるような自立可能な社会を目指すことにあります。

そのためには障がいのある人に対する理解の促進や情報・物理的な面でのバリアフリー化が必要です。

さらには「障害者総合支援法」の目標である障がいのある人に対する就労支援、地域移行を推進することも必要です。

本計画では以下に掲げる内容を基本目標として推進します。

### (1) 障がい者に対する理解の促進

障がい者に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発・広報、福祉教育、ボランティア活動等の充実を図ります。

### (2) 福祉サービスの充実

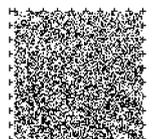
障がい者・児の多様なニーズに対応したサービス提供ができるように、その充実に努めます。

### (3) 地域生活への移行と就労支援

障がい者が地域の中で自立した生活に移行することを促進するために、グループホームをはじめとする住まいの確保に努めます。また、障がい者・児の就労を支援するため、様々な就労支援事業を推進し、働く場の確保に努めます。

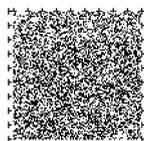
### (4) すべての人に平等な社会づくり

障がい者・児の自立した生活を実現するため、一般施策での受け入れを基本とし、福祉・医療・保健、教育、防災、まちづくり等の分野においてすべてのライフステージに対応した支援や整備に努めます。

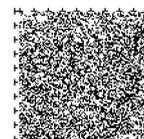


### 3. 取り組み内容の体系

分野	分野	主要施策
<b>基本目標1 障がい者に対する理解の促進</b>		
分野1 広報・啓発	1 障がい者に対する理解と交流の促進	(1)啓発・広報活動の充実 (2)「障害者週間」「世界自閉症啓発デー」等における啓発 (3)啓発・広報活動の連携強化
	2 地域における福祉活動の推進	(1)地域における保健・福祉教育の推進 (2)学校等における福祉教育の充実 (3)就学前教育の実施 (4)市職員に対する福祉教育の充実 (5)福祉教材の充実 (6)障がい者等が参加・交流できる場の充実 (7)学校教育における体験交流の推進 (8)ボランティアの養成と支援 (9)ボランティアネットワークの強化 (10)人材の養成及び確保 (11)社会教育の機会の充実 (12)障がい者の社会教育への参加促進 (13)市立図書館利用促進
<b>基本目標2 福祉サービスの充実</b>		
分野1 生活支援	1 新たなサービス利用制度の円滑な実施	(1)新たな障がい福祉サービス制度の周知 (2)訪問系サービスの推進 (3)日中系サービスの推進 (4)居住系サービスの推進 (5)相談支援の推進 (6)地域生活支援事業の推進 (7)障がい児支援サービスの推進 (8)精神障がい者の社会復帰への支援 (9)精神障がい者に対する適正な医療の確保 (10)自立支援医療受給者証所持者・重度障がい者への支援 (11)難病患者への支援 (12)発達面で支援が必要な子どもへの支援 (13)レスパイトケアの充実
	2 相談支援体制づくり	(1)相談支援体制の充実 (2)自立支援協議会の設置による相談支援事業の充実 (3)地域生活支援の拠点等の整備
	3 権利擁護の推進	(1)障がい者・児に対する差別解消の推進 (2)意思決定支援の推進 (3)障がい者・児への虐待防止の推進 (4)成年後見制度の推進 (5)用語等に関する検討
<b>基本目標3 地域生活への移行と就労支援</b>		
分野1 雇用・就業	1 多様な就労の場の確保と支援	(1)雇用機会の促進 (2)法定雇用率の遵守 (3)就労のための情報提供 (4)就労相談の充実
	2 福祉的就労の場の充実	(1)福祉的就労の場との連携・支援
	3 障がい者の就労移行・定着の推進	(1)就労移行の推進 (2)就労定着の推進



分野	分野	主要施策
<b>基本目標4 すべての人に平等な社会づくり</b>		
分野1 教育・育成	1 療育・発達支援体制の充実	(1)障がい児保育の充実 (2)療育・指導体制の充実 (3)総合保育体制の整備 (4)就学支援の推進 (5)家族等への支援・啓発
	2 障がい児保育・教育の充実	(1)就学への支援 (2)障がい児保育・教育体制の推進 (3)福祉教育の充実 (4)施設・設備の整備 (5)直接かかわる職員への研修 (6)進路指導体制の整備 (7)地域の理解促進
分野2 保健・医療	1 保健・医療サービスの充実	(1)保健・医療・福祉についての知識の普及 (2)予防・発見施策の充実 (3)フォロー体制の充実 (4)ネットワークの充実 (5)親の会等への支援 (6)保健・医療・福祉サービスの充実 (7)障がい者の生活の充実につながる体制の整備 (8)保健・医療・福祉の連携
分野3 生活環境	1 福祉のまちづくり	(1)道路環境の整備 (2)総合的な生活空間の整備 (3)公共交通のバリアフリー化 (4)わかりやすい交通情報の提供 (5)公共建設物の整備・改善の推進
	2 居住環境の整備・改善	(1)住みよいまちづくりの推進 (2)啓発活動の推進 (3)障がい者に配慮した住宅の整備 (4)住宅改造の支援 (5)福祉的住宅の整備
	3 防犯・防災体制の推進	(1)防犯・防災知識の普及 (2)防災設備の普及・整備 (3)緊急時の対応 (4)防犯・防災協力体制の整備・確立 (5)避難所での不安解消
分野4 スポーツ・文化活動	1 スポーツ・文化活動等の振興	(1)文化活動の促進 (2)スポーツ・レクリエーション活動の促進 (3)広報活動の充実 (4)社会参加活動の支援 (5)主体的社会参加の促進 (6)障がい者団体等の育成



### 基本目標 1 障がい者に対する理解の促進

#### 分野 1 啓発・広報

#### 1. 障がい者に対する理解と交流の促進

##### ●現状と課題

障がいのある人が地域の中で充実した生活を送っていくためには、地域の理解・協力が必要です。住民一人ひとりが障がいに関する理解を深め、正しい知識を身につけることで実現が可能であると考えます。

実態調査によると、市民に対する調査では、障がいに関する言葉の認知度は「ノーマライゼーション」「障害者週間」「関係がある法律」については内容を知っている人は1割程度に留まっており、障がいに関する理解度はまだまだ不十分なところがあると考えられます。

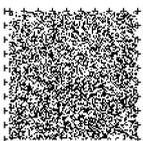
今後は、ノーマライゼーションの理念を浸透させ、住民の誰もが平等に地域で生活、暮らしていけるような社会を実現させることが重要です。

そのためにも、本市では、今後も更なる啓発活動や広報活動の充実に努め理解促進に努めます。

##### ●施策の方向性

家庭や地域、学校、事業所等あらゆるところで、障がいへの偏見や差別をなくし、障がいに関する理解を深め、正しい知識を身に付けることができるように、今後も多様な機会・媒体を通じて広報・啓発活動を推進します。

ともに地域社会を構成し支え合う住民同士として共生できるよう、障がいのある人・障がいがない人との交流を促進していきます。



## ●具体的な取り組み内容

### (1) 啓発・広報活動の充実

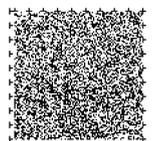
- ①障がい者に対するサービスやイベント等、様々な情報を「広報紙」や「ホームページ」を通じて提供します。
- ②ボランティア団体と連携して、点字、録音テープ、ファクシミリ等を活用し、視覚障がい者、聴覚障がい者等誰もがわかりやすい情報の伝達に努めます。
- ③広報紙やホームページをはじめ、その他の広報媒体を通じて市民に対して障がい者福祉についての正しい理解と認識の向上を図ります。

### (2) 「障害者週間」「世界自閉症啓発デー」等における啓発

- ①「障害者週間」（12月3日から12月9日）や各種啓発強調週間において、障がい者団体等の意見を参考にして啓発イベントの開催を検討します。
- ②「世界自閉症啓発デー」（4月2日）において、自閉症をはじめとする発達障がいに関する正しい理解の浸透のための啓発活動を行います。
- ③開催される各種イベントについて周知するために、パンフレットの作成・配布等の啓発活動を行います。

### (3) 啓発・広報活動の連携強化

- ①社会福祉協議会が行う啓発広報活動を支援します。
- ②他の市町村や市内の障がい者団体はもとより、市外で活動する諸団体等との連携・協力を図ることにより、幅広く効果的な実施に努めます。



## 2. 地域における福祉活動の推進

### ●現状と課題

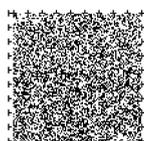
「ノーマライゼーション」の理念が地域に浸透するためには、一人ひとりが障がい者・児等の問題を自分自身の問題として受けとめ、お互いにかかわっていくことが何よりも重要です。

幼い時から一緒に育つことができる社会を推進することと、社会福祉の精神を育むという考え方のもと各自の自主的な活動はもとより、社会奉仕の精神を育むための啓発活動や、ボランティア活動を積極的に推進する必要があります。

障がい者が地域において自立し、社会参加を実現するには、公的サービスだけでなく、障がい者・児のさまざまな活動を支援するボランティアに対する支援が必要です。

### ●施策の方向性

障がいのある人が生涯にわたってその能力を最大限に発揮し、地域社会のなかで自立した生活がおくれるよう、幼い時からの交流の機会の促進と障がい者・児と住民の一人ひとりが互いに支えあう地域福祉活動、多様な分野におけるボランティア活動の振興を図ります。



## ●具体的な取り組み内容

### (1) 地域における保健・福祉教育の推進

- ①地域住民に対し、生活習慣病の予防や健康増進等に関するからだの健康、精神保健に関するところの健康への意識について啓発を行い、関係する各種イベント・講座等の周知と参加促進を行います。
- ②障がい者問題についての理解促進を図るため、地域における社会教育や社会活動の中で障がい者問題をテーマとした人権学習を行う等、福祉教育の機会の拡大に努めます。
- ③点字教室、手話講座等における障がい者を理解する学習活動や、障がい者を援助する技能の習得活動を積極的に支援します。

### (2) 学校等における福祉教育の充実

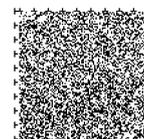
- ①小・中学校の道徳や特別活動等を活用した体系的な学習や交流体験を通して、学校教育における福祉教育の充実に努めます。
- ②障がい者問題の理解促進のためには家庭内での教育が必要であることから、PTA活動等を通じた、保護者に対する理解の促進に努めます。
- ③福祉教育の充実を図るため教職員を対象とした研修の推進を図ります。

### (3) 就学前教育の実施

- ①障がい児等の保育所・幼稚園等での受け入れを推進し、幼いころから交流できる環境づくりに努めます。
- ②保育所・幼稚園等に入所している幼児と障がいのある人との交流会やイベントを実施します。

### (4) 市職員に対する福祉教育の充実

- ①すべての行政分野に関わる市職員に対して手話研修、実務研修等障がい者の視点に立った福祉教育・研修の推進に努めます。



## (5) 福祉教材の充実

- ①学校教育、社会教育、職員研修等様々な分野で障がい者問題についての理解を深めるため啓発用ビデオ、小冊子、パンフレット等福祉教材の充実に努めます。
- ②福祉教材の周知を図り、その活用を促進します。

## (6) 障がい者等が参加・交流できる場の充実

- ①市内各施設、各団体による文化、スポーツ・レクリエーション交流会等の行事を支援し、地域住民の参加を促進します。また、障がい者スポーツ指導員の養成を図り、各団体と連携しスポーツ・レクリエーション交流会の開催を支援します。
- ②障がい者が地域行事に参加しやすいような会場づくりに配慮します。

## (7) 学校教育における体験交流の促進

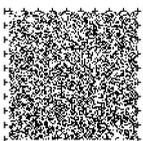
- ①福祉施設等が行う交流事業の情報提供を各学校に行い、福祉施設との交流の機会が増えるよう支援します。

## (8) ボランティアの養成と支援

- ①企業、民間団体、労働団体、行政関係者等に対して地域の一員としてボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティア活動への参加拡大を図ります。
- ②高齢者のマンパワーを活用したシニアボランティア、障がい者自身のボランティア、学生ボランティア、青少年ボランティアの育成の支援に努めます。
- ③福祉に対する理解を深め、専門的活動に必要な介護知識、手話、点訳、朗読、要約筆記等の技術習得のための講習会等の機会の充実に努めます。

## (9) ボランティアネットワークの強化

- ①社会福祉協議会を中心として、ボランティア団体がそれぞれの実践の中から、障がい者に有益な情報の交換を目的とした、自由な交流を行うボランティアネットワークの育成の支援に努めます。



## (10) 人材の養成及び確保

- ①職員、相談員のスキルアップを支援し、その充実に努めます。
- ②障がい者の相談体制を確立するため、相談員の充実に図ります。
- ③各種介護支援やコミュニケーション支援等の専門の人材の養成・確保に努めます。

## (11) 社会教育の機会の充実

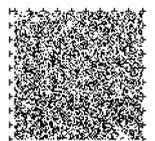
- ①市民を対象とした実践によるボランティア養成講座等、社会教育事業の充実に努めます。
- ②生涯学習センター、文化会館、総合保健福祉センターあすてらす、コミュニティセンター等で開催される各種講座に障がい者福祉に関する講座を設け、障がい者をはじめ市民の学習機会の推進を図ります。
- ③広報紙やホームページを通して、開催されている講座等についての情報提供に努めます。
- ④市民が講座で学んだ技能を障がい者の援助に活かせるよう、活動の場や情報の提供に努めます。

## (12) 障がい者の社会教育への参加促進

- ①視覚障がい者や聴覚障がい者が、点字や手話等日常生活上の知識や技術を身につける講座の開催を検討します。
- ②生涯学習センター、文化会館、総合保健福祉センターあすてらす等において、障がい者が参加できる各種の研修や講座の開講を検討し支援します。
- ③講演会、各種講座においてボランティア団体と連携して、資料の点字化や手話通訳、要約筆記、ガイドヘルパーの配置に努めます。
- ④地域における生涯学習に気軽に参加できるよう、障がい者に配慮したコミュニティセンターや文化施設の整備を推進します。

## (13) 市立図書館利用促進

- ①障がい者の知識と教養を高めるため、点字図書、対面朗読、録音テープ等の図書館サービスの充実と利用の促進を図ります。



## 基本目標 2 福祉サービスの充実

### 分野 1 生活支援

#### 1. 新たなサービス利用制度の円滑な実施

##### ●現状と課題

障害者総合支援法の施行や児童福祉法の改正により、新たな障がい福祉施策の方向が示されるとともに、本市では障がいのある人の障がいの特性に配慮し、ライフステージに応じた切れ目のない支援や住み慣れた地域や地域で安心して生活を送ることができるよう必要なサービスの提供を行うための体制強化・確保をより一層進めていく必要があります。

##### ●施策の方向性

関係機関やサービス事業所との緊密な連携のもとに、「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づく新しい制度の円滑な推進を図るとともに、障がいのある人の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるように体制の強化・確保に努めます。

##### ●具体的な取り組み内容

#### (1) 新たな障がい福祉サービス制度の周知

- ①障害者総合支援法の施行により新たな障がい福祉サービス制度について、広報紙やホームページ等により情報の周知を図ります。

#### (2) 訪問系サービスの推進

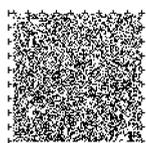
- ①訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する観点から、サービスの需要に応じた提供体制の整備に努めます。また、重度障がい者等に対するサービスの確保も求められていることから、訪問系サービスを実施する事業所に対しその理解を求めます。

#### (3) 日中系サービスの推進

- ①日中活動系サービスは、居住系サービスとの組み合わせによる選択が可能なことから、利用者の意向等を十分踏まえながら適切なサービスの提供に努めます。

#### (4) 居住系サービスの推進

- ①居住系サービスは、地域生活への移行を推進するための重要なサービスであることから、各事業所の確保に努めます。特にグループホームについては利用意向が高いため、関係機関と連携しながら整備に努めます。



## (5) 相談支援の推進

- ①相談支援は、今後需要増加が見込まれることから、障がい種別にとらわれず、すべての障がい者・児が必要に応じて相談ができるように整備を図ります。
- ②発達に遅れがある子どもの相談等があった際に、適切に担当課につなぎ連携して対応します。

## (6) 地域生活支援事業の推進

- ①障がい者の能力や適性に応じて、自立した社会生活を営むことができるよう各種事業を推進します。

## (7) 障がい児支援サービスの推進

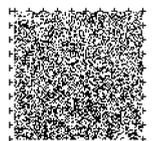
- ①障がい児が必要としている支援が受けられるよう適切なサービス提供に努めます。
- ②放課後等デイサービスのニーズは多くあるため、今後も必要量が確保できるように関係機関と連携して確保に努めます。
- ③医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援をするためにも、関係機関で情報交換・協議できるような体制づくりに努めます。

## (8) 精神障がい者の社会復帰への支援

- ①保健所の協力や医療機関・家族会・当事者組織等との情報交換を通して、入院、通院、社会復帰訓練、地域生活の体系的な展開を図り、地域精神医療の充実に努めます。
- ②福祉ホーム、グループホーム、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等精神障がい者の社会復帰施設の整備を関係機関と協議します。
- ③介護保険制度と整合性をとりながら、在宅ケアの充実に努めます。
- ④精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、家族会の活動を支援します。

## (9) 精神障がい者に対する適正な医療の確保

- ①近隣市町村、保健所、医療機関との協議の上、精神障がい者の適正な医療の確保に努めます。
- ②精神障がい者保健福祉手帳を保持することによって各種の福祉サービス等が受けられるよう国及び県に要望し、保持者の拡大に努めます。
- ③支援制度や相談窓口の周知に努めます。



### **(10) 自立支援医療受給者証所持者、重度障がい者への支援**

- ①障がい者福祉のしおりやホームページ等により、自立支援医療や重度障がい者医療制度等、医療費公費負担制度の周知に努めます。

### **(11) 難病患者への支援**

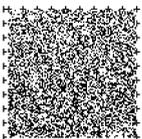
- ①難病患者の方が地域生活を安心して送るために、関係機関と連携を図り利用できる障がい福祉サービスの紹介等の相談に応じます。
- ②保健所の協力を得ながら、患者・家族に対して早期からの相談事業を行い、治療費の公費負担制度の活用の推進やさまざまな情報の提供に努めます。

### **(12) 発達面で支援が必要な子どもへの支援**

- ①自立支援協議会のネットワーク会議やワーキングチーム活動を通じて今後も学習会を開き、関係機関への情報共有、提供、連携強化に努めます。
- ②地域のニーズを把握しながら巡回専門員整備事業を行い、発達障がいの早期発見・早期対応に努めます。

### **(13) レスパイトケアの充実**

- ①障がい者を介助する家族の負担緩和・軽減のため、「短期入所」「日中一時支援事業」の整備に努めます。



## 2. 相談支援体制づくり

### ●現状と課題

障がい者がともに地域の中で安心・充実した生活を送っていくためには、生活上の困りごと等を気軽に相談し、解決できる場があることが大切です。

障がいや家族の状況などに応じた、相談しやすい環境づくりに努め、相談に訪れた方の状態やニーズを的確に把握し、ケアマネジメント体制や関係機関のネットワーク、さらに相談員の質的向上等、相談体制の整備充実を図る必要があります。

### ●施策の方向性

障がい者・児やその家族が身近な地域において適切な相談支援を受けられるよう、各種機関等と連携し、相談支援体制の整備・強化を図ります。

### ●具体的な取り組み内容

#### (1) 相談支援体制の充実

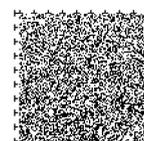
- ①乳幼児期から成人期において必要な支援がライフステージに合わせて提供できるよう、子育て・保健・教育・福祉・医療・労働の各分野と連携を図りながら相談・支援体制の充実を図ります。
- ②基幹型相談支援センターによる相談支援体制の充実を図ります。

#### (2) 自立支援協議会の設置による相談支援事業の充実

- ①自立支援協議会の設置により、公平な相談支援を実施するとともに、地域の関係機関の連携強化を図ります。
- ②自立支援協議会における計画相談事業所のワーキングチームのケース会議等により、各事業所等との情報交換・連携を図り相談支援の強化に努めます。
- ③自立支援協議会において部会を設置し、政策提言等を図っていきます。

#### (3) 地域生活支援の拠点等の整備

- ①地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるために、自立支援協議会の取り組みの中で作り上げてきた事業者間のネットワークをいかし、地域における複数の機関で分担する「面的整備」を進めていきます。



### 3. 権利擁護の推進

#### ●現状と課題

国は、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成25年6月に「障害者差別解消法」を公布し、平成26年1月に「障害者の権利条約」を批准しました。「障害者差別解消法」については平成28年4月より施行されています。「障害者差別解消法」では、障がい者・児が壁を感じないように「合理的配慮」をすることが行政の義務となっています。

全ての障がい者・児が個人としての尊厳を重んじられるように行政職員はもちろんのこと、民間業者や市民に対しても広く啓発していくことが課題となります。

#### ●施策の方向性

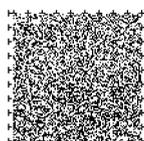
障がいに対する理解不足や偏見といった、心理的な障壁等の社会に存在する心のバリアを取り除き、「人にやさしい社会づくり」を推進します。

また「成年後見制度利用支援事業」の促進に努めます。

#### ●具体的な取り組み内容

##### (1) 障がい者・児に対する差別解消の推進

- ①障がい者は人格を持った一人の人間として尊重されるものである、という基本のもとに差別解消に取り組み、講演会や講座を通して人権擁護の啓発に努めます。
- ②障がい者の人権について理解を深めるため、市民、行政関係者、施設職員、学校関係者等に対する研修の充実に努めます。
- ③人権に関する各種の相談窓口を充実させ、人権擁護の推進に努めます。
- ④自立支援協議会等を活用し、障がい者・児に関する理解促進につながる交流を図ります。また、市の広報誌やホームページを活用し、障がい者・児と交流できるイベントや機会の周知を行います。



## (2) 意思決定支援の推進

- ①障がいのある人自らの意思決定を反映した日常生活が送れるように相談支援事業を充実します。
- ②障がい者やその家族を支えるため、福祉・保健・医療・教育・就労等専門的な機関、福祉サービス事業者やその他民間団体と連携し、総合的な相談支援体制の強化を図ります。
- ③複合的な問題を抱える相談に対応できる総合的な相談支援体制の強化を図ります。

## (3) 障がい者・児への虐待防止の推進

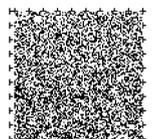
- ①虐待を未然防止するため地域における見守り体制の強化に努めます。
- ②自立支援協議会等において虐待に関する研修を行い、虐待防止の意識啓発に努めます。
- ③虐待通報等に対し確実に対応できるように、対応策の徹底に努めます。
- ④虐待の早期発見に努めるために、虐待通報専用電話の周知に努めます。

## (4) 成年後見制度の推進

- ①成年後見制度の周知に努め、成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業の利用を促し、障がい者の権利擁護に努めます。

## (5) 用語等に関する検討

- ①日常的に使われている言葉や用語のうち不快感を与えるようなものについては、障がい者や関係団体の意見を参考の上、正しい使用に配慮します。



## 基本目標3 地域生活への移行と就労支援 分野1 雇用・就業

### 1. 多様な就労の場の確保と支援

#### ●現状と課題

障がいの適性と能力に応じた雇用の場に就くことは、障がい者自身の自立及び社会参加のためにも欠かせないことであり、障がい者の民間企業への就職、福祉的な就労を含めた働く場の確保に努めていくことは極めて重要です。

アンケート調査の結果では、働きたい（働き続けたい）人のうち、仕事をしている人は7割弱、仕事をしていない（できない）人は3割強となっています。

また、働く場の確保だけでなく、継続して働くことができる職場環境を整備するためにも、職場での理解を深めるための取り組みも重要になります。

#### ●施策の方向性

障がいのある人が、その意欲と適性、能力に応じて働くことができるよう、障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場づくりに向けた啓発活動の推進、就労にかかわる各種相談等に努めるとともに、就労関係機関と連携を図り、総合的・計画的に就労支援体制の確立・強化に努めます。

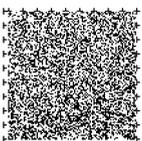
#### ●具体的な取り組み内容

##### (1) 雇用機会の促進

- ①久留米公共職業安定所（ハローワーク久留米）やふるさとハローワーク小郡等と連携のもとに各事業主に対する障がい者雇用の啓発活動を行い、法定雇用率を達成するよう働きかけます。
- ②事業主の積極的な障がい者雇用を促進するため、職場環境整備や障がい者雇用に関する各種の助成制度の周知に努めます。
- ③通常の勤務形態が困難な障がい者の雇用促進を図るため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の検討と企業への理解を要請していきます。
- ④労働、商工、教育、福祉等の就労関係機関の連携の強化を図ります。
- ⑤農業関連団体等に対して、障がい者雇用に関する理解促進を図るために障がい者雇用に関する制度等の情報を提供し、雇用推進に努めます。

##### (2) 法定雇用率の遵守

- ①障がい者の雇用の場を確保するため、計画的な職員採用に努めます。

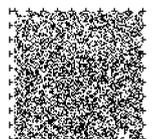


### (3) 就労のための情報提供

- ①久留米公共職業安定所（ハローワーク久留米）やふるさとハローワーク小郡等の協力を得て障害者職業能力開発校や障害者雇用支援センター等についての情報を提供し、障がい者の就労に必要な専門知識の習得や職業訓練の促進を図ります。
- ②商工会等の関係機関、施設との連携を密にし、広報紙やホームページ等を通じた就労に関する情報の提供に努めます。
- ③自ら事業を営む障がい者に対し、必要な資金の準備や安定した事業の継続を支援するため、融資制度等、助成制度の周知を図ります。

### (4) 就労相談の充実

- ①久留米公共職業安定所（ハローワーク久留米）等の関係機関と連携して相談窓口の充実に努め、障がい者の就労への相談に対応します。



## 2. 福祉的就労の場の充実

### ●現状と課題

障がいの特性や年齢等の事情から、一般就労が難しい障がい者が、働く喜びを感じながら生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供することも大切です。

今後は、就労継続支援事業所が、障がい者の福祉的就労の場としてより適正な運営となるよう、事業所の経営力強化等、必要な助言や支援を行います。

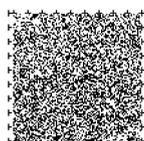
### ●施策の方向性

一般企業等の就職が困難な障がいのある人を対象とする働く場、活動の場の確保に引き続き努めるとともに、受け入れ先となるサービス事業所と連携しながら就労に向けての支援を推進していきます。

### ●具体的な取り組み内容

#### (1) 福祉的就労の場との連携・支援

- ①一般企業に就職できない障がい者に働く場を保障するため、就労継続支援事業所や地域活動支援センターと連携します。
- ②自立支援協議会のネットワーク会議で市内の就労継続支援事業所や地域活動支援センターが情報交換できるよう各障がい福祉サービス事業所とのネットワークづくりを支援します。



### **3. 障がい者の就労移行・定着の推進**

#### **●現状と課題**

障がい者が自立した生活を送る上で、就労し収入を得ることは重要であり、障がい者が一般の企業に就労できる機会と共に働き続けることができる環境づくりが重要です。

こうした就労に係る課題等を改善・解決し、一般就労できる機会だけではなく、働き続けられる環境をつくるための支援を推進する必要があります。

#### **●施策の方向性**

一般就労を支援するだけでなく、継続して働いていくことができるような体制づくりを推進します。

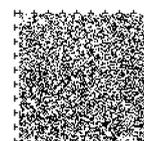
#### **●具体的な取り組み内容**

##### **(1) 就労移行の推進**

- ①事業所と連携し、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援事業の基盤整備を図るとともに、ジョブコーチ等の活用を促進します。

##### **(2) 就労定着の推進**

- ①就労移行支援事業や就労継続支援事業等を通じて一般就労した障がい者が就労を継続できるように、事業所と連携して就労定着支援事業の基盤整備を図るとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。



## 基本目標 4 すべての人に平等な社会づくり

### 分野 1 教育・育成

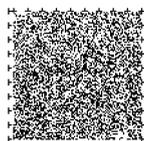
#### 1. 療育・発達支援体制の充実

##### ●現状と課題

障がい児において、障がいを早期発見・早期療育することは、障がい児が適切に発達・発育するために必要です。児童相談所、各種障がい児施設、福祉機関、教育機関、医療機関等との連携を行い対応する必要があります。

##### ●施策の方向性

障がい児の自立を支援・促進するため、障がいの早期発見・早期療育に向けた母子保健事業等の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもとに、一人ひとりの状況やライフステージに応じた育児・療育・教育相談体制の整備に努めます。



## ●具体的な取り組み内容

### (1) 障がい児保育の充実

- ①保育所と障がい児施設の交流・連携を強化することで、障がいをもつ児童ともたない児童が地域で共に育ち合う、保育の質的向上を目指します。
- ②障がい児に携わる職員に対して研修等を実施し、障がい児の療育等に関する知識の普及を図ります。
- ③保育所や幼稚園等において、発達の遅れや障がいがある子を受け入れることができるように加配保育士の充実に努めます。

### (2) 療育・指導体制の充実

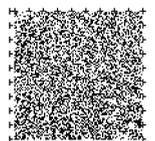
- ①乳幼児健康診査の結果、精密検査を要する場合は経過観察を行ったり、専門機関への紹介、療育指導、早期訓練等フォロー体制の充実に努めます。
- ②発達障がいの早期発見、早期療育に向け、平成30年度に新設した子ども・健康部を中心に関係各課及び関係機関との連携を図り、円滑な療育が行われるように体制の整備を行います。
- ③障がい児が身近な場所で必要な療育を受けられるように、施設の確保に努めます。
- ④発達障がいのある子に対し、就学・進学・就職等のライフステージの移行期に円滑な支援が図れるように努めます。

### (3) 総合的な療育体制の整備

- ①関係機関が連携をとりながら、早期療育につなげることができる体制を整備します。
- ②市、保健所、病院、施設、児童相談所等、関係機関との連携と、情報の共有化により、総合的な療育体制の確保に努めます。

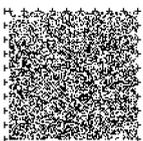
### (4) 就学支援の推進

- ①心身に障がいのある幼児・児童・生徒に対し、保健・医療・福祉機関と連携をとりながら一人ひとりの状態に合った就学支援を行います。
- ②心身障がい児や特別支援教育について正しい理解と認識を得ることができるよう、地域住民及び保護者に対する啓発活動に努めます。
- ③障がい児の就学先を決定するため、教育関係者や医師等から成る「小郡市就学支援委員会」を設置し、適切な就学先の情報提供に努めます。



## (5) 家族等への支援・啓発

- ①児童の成長過程、中でも就学前における教育や療育への取組みにおいて家庭が果たす役割は重要であるとの前提に立ち、家族に対して障がいへの理解を深める支援及び啓発を行います。同様に、子育て支援にかかわる人たちに対しても、障がいへの理解を深める支援及び啓発を行います。



## 2. 障がい児保育・教育の充実

### ●現状と課題

小郡市では発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所を巡回し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。平成28年度までは公立保育所のみ実施していましたが、平成29年度からは私立保育所でも巡回を実施しています。

障がい児の教育については、その可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの障がいの種類・程度、能力・適性等に応じて適切な教育を行うことが必要です。

学校教育では、障がい児について、自立と社会参画に必要な力を培うため、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、障がいのある子が、合理的配慮等の必要な支援のもと、発達段階や能力に応じ、かつ特性を踏まえた教育について、可能な限り障がいのない子とともに授業等を受けることができる仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。

また、インクルーシブ教育システム構築の実現のために障がいがない子どもたちへ障がいに対する正しい知識を培う教育も必要です。

今後も、障がい児一人ひとりの状態に応じた教育ニーズや適性に合わせたカリキュラム、いきいきと学ぶことのできる環境等の充実を図る必要があります。

### ●施策の方向性

インクルーシブ教育システムにより、障がい児の将来の自立や社会参加をめざし、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす学習指導の充実に取り組みます。

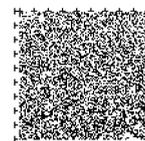
### ●具体的な取り組み内容

#### (1) 就学への支援

- ①障がい児の就学支援にあたっては、より多くの情報収集や本人及び保護者との意見交換に努め、児童生徒にとってもっとも適切な就学ができるよう支援・情報提供を行います。

#### (2) 障がい児保育・教育体制の推進

- ①保育所や幼稚園において障がい児の受け入れを促進します。
- ②保育所職員及び幼稚園職員に対する障がい児研修の実施を図ります。
- ③障がいの程度や発達の状況に応じた特別支援学級の設置や通級による指導の充実等、一人ひとりの個性と可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。



④障がいのある子と障がいのない子がともに学び、個々の違いを認識しながら様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の基礎を培うためにインクルーシブ教育を推進します。

⑤児童・生徒の具体的な指導内容や方法に関する情報を学校間や関係機関で交換できるように努めます。

### (3) 福祉教育の充実

①子どもたち自身が具体的なボランティア体験を行ったり、地域の障がい者やボランティア活動をしている人の話を聞く機会を設ける等、内容の充実に努めます。

②特に同じ校区の子ども達同士のつながりができるよう、小・中学校と小郡特別支援学校等との児童生徒との交流機会を増やし、特別支援学級を設置している学校では個々の障がいにあつた障がい児教育をするとともに、日常の学校生活の中で障がいをもつ児童ともたない児童とが同じ立場で関わりあえるよう支援します。

③福祉施設が行う交流事業の情報を小・中学校に提供し、交流機会の拡大を図ります。

### (4) 施設・設備の整備

①障がい児が学校で生活する上での障壁について検討し、誰もが使いやすい施設の整備や改善に努めます。

### (5) 直接かかわる職員への研修

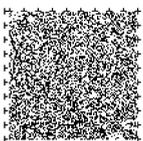
①障がい児教育への理解を深め、児童・生徒の障がいや発達の状態に応じた育成支援教育ができるように、研修の実施を検討します。

②特別支援教育とインクルーシブ教育システムの趣旨を正しく認識し、一人ひとりの子どもたちの力を伸ばすために、その資質の向上に努めます。

### (6) 進路指導体制の整備

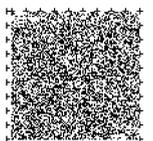
①義務教育修了後、進学や就職等、社会的な支援がスムーズに行われるよう、保健・医療・福祉・労働における関係機関と密接な連携を図り、障がいの状況に応じた進路指導の体制の整備を図ります。

②在学中における職業教育として、「キャリア教育」の充実に努めます。



## (7) 地域の理解の促進

- ①地域住民が障がいや特別支援教育について正しい理解と認識をもち、障がい児を取り巻く課題について地域が一体となって協力してもらえるよう、学校行事への参加を促進する等の啓発活動に努めます。



## 分野2 保健・医療

### 1. 保健・医療サービスの充実

#### ●現状と課題

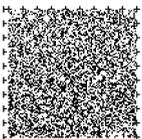
近年、医療体制・医療技術の進歩等により、平均寿命は伸び、高齢化に伴う障がいの増加がみられます。また、新たに発達障がいや高次脳機能障がいが注目されており、特に発達障がいは増加傾向にあります。

健康の増進から疾病の予防及びリハビリテーションにいたる総合的な保健医療供給体制を確立するため、福祉・保健・医療等、関係機関の連携の下、個々に応じた総合的・継続的サービスが提供できるようにする必要があります。

障がい者の保健・医療サービスの充実は、障がいの軽減を図り、障がい者・児の自立と社会参加を促進するために不可欠ですが、支援が必要になる前に、日常的な健康管理から予防につなげることも重要です。

#### ●施策の方向性

障がいの特性やライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に提供します。また、障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、障がい者・児の健康の維持・増進に向け、保健・医療サービス体制の充実に努めます。



## ●具体的な取り組み内容

### (1) 保健・医療・福祉についての知識の普及

- ①母子保健、成人保健、精神保健等について各種健康教室、各種相談事業等の充実と周知を図り、正しい知識の普及啓発に努めます。
- ②生活習慣病の発生予防のために食生活に関する知識の普及に努めます。
- ③障がいの発生予防・早期発見についての知識普及のため、関係機関の相互の情報交換に努めます。

### (2) 予防・発見施策の充実

- ①乳幼児健康診査（4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、3 歳 1 か月児健診）や乳幼児に対する相談事業の充実に努めます。
- ②心の健康の保持と精神障がいの早期発見を図るため、保健所と連携して啓発活動や相談事業の充実に努めます。
- ③生活習慣病等による障がいの発生を防ぐため、各種健・検診の受診率の向上に努めます。
- ④保育所等の関係機関を通じて、健診だけでなく日常的な遊び等を通して障がいの早期発見に努めます。

### (3) フォロー体制の充実

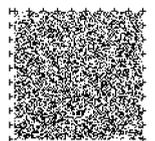
- ①心身の発達に心配がある子どもとその家族に対し、障がい児等療育事業等により、早期から発達支援や相談支援を行い、その子どもに必要な支援や関係機関に繋げていきます。

### (4) ネットワークの充実

- ①障がい児が適切で一貫した保健・医療・福祉のサービスを受けられるよう、児童相談所、保健所、関係医療機関及び障がい児施設等のネットワーク化を推進します。
- ②障がい児や家族が抱えている問題点やニーズを把握し、早期療育に結びつける情報を関係機関が共有化できるよう調整を図ります。
- ③特別な配慮を必要とする子どもが虐待を受けるリスクも高く、その子どもと家庭の支援及び早期発見、早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等を行うために要保護児童対策地域協議会の中で発達支援部会の設置について検討を行います。

### (5) 親の会等への支援

- ①障がい児とその家族同士が交流や情報交換ができ、精神的な支えにもなるように「親の会」や「各種当事者団体」の活動を支援していきます。



## (6) 保健・医療・福祉サービスの充実

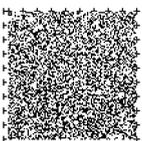
- ①より多くの障がい者が各種健・検診を受診できるように、関係団体と内容や方策について協議します。
- ②自立支援医療、難病（特定疾患）及び重度障害者医療費助成制度等の公費負担制度の普及に努めます。
- ③障がい者の方が安心して生活できるよう、相談支援事業者や関係機関と連携した支援を行います。
- ④障がい者が、身近な場所でいつでも必要かつ適切な医療の提供が受けられるよう、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。

## (7) 障がい者の生活の充実につながる体制の整備

- ①夜間・休日の緊急時に対応するため、小郡三井医師会休日診療センターや救急当番医等についての情報を広報紙やホームページに掲載します。
- ②医学的な治療・リハビリテーションから社会的なリハビリテーションまでを医療機関等と連携のうえ一貫して実施することに努めます。
- ③増加している生活習慣病の早期発見、早期治療につながるように健診の受診勧奨、保健指導等に努めます。

## (8) 保健・医療・福祉の連携

- ①医療機関・福祉施設等、関係各機関において各人に最も適した指導及び教育が円滑に行えるよう情報交換に努め、ネットワークの充実に努めます。



## 分野3 生活環境

### 1. 福祉のまちづくり

#### ●現状と課題

障がい者・児の自立と社会参加には、安心・安全で活動しやすい環境を整備することは重要です。

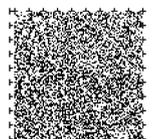
本市では、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障がいのある人が安心して生活できる公共施設等のバリアフリー化を推進しています。

障がい者・児調査によると、通勤、通院、通学等、外出時に困ることとして、「特にない」と回答する人が3割程度みられるものの、「歩道等の段差、障害物」、「建物の階段・段差」等を答える人が比較的多くみられます。

今後は、障がい者・児や高齢者等の声に耳を傾けながら、すべてのひとが安心して快適に暮らせるようバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく必要があります。

#### ●施策の方向性

建築物や道路、交通機関等の公共施設のバリアフリー化に引き続き取り組み、障がい者・児や高齢者等が公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備を推進します。



## ●具体的な取り組み内容

### (1) 道路環境の整備

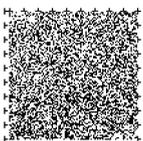
- ①幅が広く段差のない歩道等、人にやさしい歩行空間の確保に努めます。
- ②障がい者の外出機会を増やすために、視覚障がい者誘導ブロック、点字案内板、音響信号の設置やメロディの統一等を関係各機関に要望していきます。
- ③市街地等の歩行空間の少ない道路について、視覚障がい者誘導ブロック上の放置自転車や自動販売機等の撤去、歩道に設置された花壇や電柱等の工作物の設置についての見直しを行い、歩行空間の確保に努めます。
- ④路上駐車及び放置自転車の対策を進めるため、駐車場、駐輪場の整備について検討します。

### (2) 総合的な生活空間の整備

- ①障がい者や高齢者に配慮した公園、スポーツ施設等の整備及び計画的な改善を検討します。
- ②障がい者の社会参加を促すために、公共の各施設に車いすでも乗り降りできる障がい者用の駐車スペースを確保し、常時駐車が可能となるよう努めます。
- ③民間で公共性の高い金融機関や商業施設についても、障がい者や高齢者に配慮がなされるよう協力を要請していきます。

### (3) 公共交通のバリアフリー化

- ①障がい者や高齢者が利用しやすいように、駅舎等における段差の解消や視覚障がい者用誘導ブロック、エレベーターの設置、音声による誘導、案内板の表示等について交通事業者に要請していきます。
- ②コミュニティバスのルート等の充実を検討します。障がい者や高齢者が利用しやすいように、低床広ドアバスの普及やリフトつき路線バスの導入をはじめ、車両の機能改善を交通事業者に要請する等、その促進に努めます。

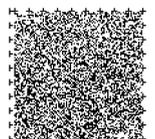


#### (4) わかりやすい交通情報の提供

- ①公共交通の利用促進のため、交通機関の整備状況や助成・割引制度について周知を図ります。
- ②視・聴覚障がい者の安全確保や利便性の向上を図るため、交通ターミナルや運行車両において、音声による誘導や案内板の表示等による適切な情報提供を交通事業者に要請していきます。

#### (5) 公共建築物の整備、改善の推進

- ①既存の公共建築物における手すり、スロープ、障がい者用トイレ、点字案内、掲示方法等の設備について、障がい者の意見を聞く等、改善項目の調査分析を行い、計画的な整備改善を図ります。
- ②公共建築物を新築するにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を導入した整備に努めます。



## **2. 居住環境の整備・改善**

### **●現状と課題**

住み慣れた家庭で生活を続けていくためには住宅のバリアフリー化が重要な問題となります。市では「住宅改造助成事業」を実施し、障がい者に配慮した居住環境の整備を行っています。

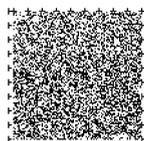
施設入所者の地域移行が進んでいくなか、受け皿となる一般住宅やグループホーム、ケアホーム等の十分な整備も今後必要となっています。

### **●施策の方向性**

障がい者の身体状況や介護者に配慮した住宅環境に改善するため、居室、トイレ、浴室等の改造費用に対して助成を行うとともに、改造に関する相談体制の充実や制度の周知を図ります。

また、市営住宅の整備にあたっては、バリアフリー化を推進します。

障がい者の自立を促し、地域における住まいの確保を図るため、一般住宅の確保やグループホーム等の整備を促進します。



## ●具体的な取り組み内容

### (1) 住みよいまちづくりの推進

- ①県が作成した「福祉のまちづくり条例」を基本としてまちづくりに関する調査・研究を行い、障がい者や高齢者に住みよいまちづくりの総合的な推進に努めます。
- ②不特定多数の人が利用する公共的性格の強い施設等について、障がい者や高齢者の利用に配慮してもらうよう、事業者に要望します。
- ③障がい者の利用頻度の高い公共施設から、バリアフリーのための整備改善に努めます。

### (2) 啓発活動の推進

- ①障がい者や高齢者に配慮したまちづくりは、すべての人にとって安心して住みよいまちづくりであることを、市民に対して啓発します。
- ②障がい者が安心して外出するために、点字ブロックの上に物を置いたり歩道に自転車を止めたりすることのないよう、意識の啓発・指導に努めます。

### (3) 障がい者に配慮した住宅の整備

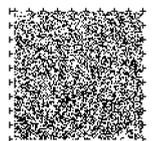
- ①今後、市営住宅の建て替え等を計画する場合に、高齢者や障がい者の入居に対応した、段差や間仕切りの少ないバリアフリー住宅の導入を行います。

### (4) 住宅改造の支援

- ①障がい者に配慮した住宅の整備のために、「福岡住みよか事業」や「住宅改修費給付事業」等の充実を図ります。
- ②障がい者や高齢者のいる世帯における手すりの設置、段差の解消、浴室の改造等、設備改造について「生涯あんしん住宅」や「県建築住宅センター」等と連携して、情報の提供や相談に応じます。

### (5) 福祉的住宅の整備促進

- ①障がい者が地域で自立し共に暮らすためのグループホームや生活訓練施設（援護寮）等の整備について、必要に応じて関係機関と協議の上推進を図ります。



### **3. 防犯、防災対策の推進**

#### **●現状と課題**

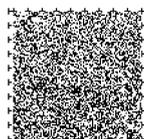
障がいがある、ないに関わらず、すべての人が住み慣れた地域で安全に安心して生活するうえで、防犯・防災対策は大変重要な課題です。

アンケート調査の結果をみると、災害が起きた場合に心配なことは身体障がい者では「安全な場所への迅速な避難」、知的障がい者、障がい福祉サービス受給者証所持者では「避難所での対応」、精神障がい者、自立支援医療費受給者では「薬の入手」等が最も高くなっています。

また、前回の調査（平成26年度）と比べて、これらの心配事の割合は高くなっています。近年、地震や豪雨等の災害が発生したことから、災害への不安が高まっていると考えられます。障がいの種類によっても心配事は様々なため、解消するためにも各障がいにあった対応が必要です。

#### **●施策の方向性**

障がいのある人等が安全に安心して暮らせるよう、地域ぐるみで障がいのある人を支援するネットワークづくりや日頃から災害に備える活動を進め、助け合い、支え合える体制づくりに取り組みます。このように、障がいのある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進に努めます。



## ●具体的な取り組み内容

### (1) 防犯・防災知識の普及

- ①防災に対する能力向上のために、障がい者も含めた防災訓練や講習会の充実に努めます。
- ②すべての人に災害時の安全な避難体制を理解してもらうため、広報紙、パンフレットによる周知を図ります。

### (2) 防災設備の普及、整備

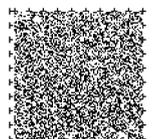
- ①障がい者や高齢者の入所する施設や病院等において、スプリンクラー等の設備設置や車いすでも通れる避難路、視・聴覚障がい者の人に対しての緊急時の伝達方法等、避難方法・情報システムの内容を点検し、防災設備の整備促進を図ります。
- ②防災情報の伝達手段の多様化を図るために防災行政無線、エリアメール、Jアラート等の設備を導入していますが、より多様化を図るためにも防災情報の伝達手段の設備の導入に努めます。

### (3) 緊急時の対応

- ①災害時には自主防災組織との共助による要支援者の避難支援体制の整備に努めます。
- ②避難場所になっている施設についてスロープの設置、トイレ等、障がい者に配慮した設備の充実に努めるよう検討します。
- ③避難場所になっている施設においては、障がい者との意思・伝達を図れるようなコミュニケーション支援について検討します。

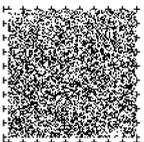
### (4) 防犯・防災協力体制の整備・確立

- ①ひとり住まいの障がい者に対しては、地域住民による声かけ運動等の協力を要請していきます。
- ②障がい者や高齢者等がいつでも安全に災害から避難できるよう、避難・誘導・救出・救護等について、防犯・防災のネットワークづくりを進めていきます。



## (5) 避難所での不安解消

- ①災害発生時に指定避難所での生活が困難な障がい者・児等の受け入れ先となる福祉避難所として、医療機関・民間福祉施設の活用のための協議を行います。
- ②避難所の運営については、災害救援ボランティアを積極的に受け入れ、多様な支援ニーズに対応できるように努めます。
- ③避難所で不安なく過ごすことができるように、できる限り物資の確保に努めます。



## 分野4 スポーツ・文化活動

### 1. スポーツ・文化活動等の振興

#### ●現状と課題

スポーツ、レクリエーション、文化活動に参加することは、生きがいづくりや豊かな生活を送ることにつながります。

今後は、障がい者・児のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の参加を促し生きがいづくり、体力の向上、健康の増進の他、地域の人々との交流の場を作る等社会参加を促進する必要があります。

#### ●施策の方向性

スポーツ、レクリエーション、文化活動を通じて生きがいを持った生活を送ることができるよう活動機会の確保、活動への参加促進に努めます。

また、障がい者・児の一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加できるよう、スポーツ・文化活動をはじめ、幅広い分野にわたる活動全般について、障がい者・児やその家族の参加を促進・支援するための条件整備を進めていきます。

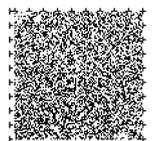
#### ●具体的な取り組み内容

##### (1) 文化活動の促進

- ①障がい者の文化・芸術活動を通じた社会活動への参加を支援します。
- ②障がい者の仲間づくりを進め、交流と技術の向上を図るために文化講座や、文化サークルに障がい者が気軽に参加できるよう、講座やサークル内容を検討し、参加促進に努めます。

##### (2) スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ①様々な機会を通して障がい者のスポーツやレクリエーションの普及を促進し、障がいをもつ人ともたない人とのふれあい・交流の促進を図ります。
- ②障がいの特性やニーズに対応したスポーツ・レクリエーションの普及促進に努めます。
- ③障がい者スポーツ指導員の育成に努めるとともに、スポーツ団体等との連携によって情報の提供、参加への支援に努めます。



### (3) 広報活動の充実

- ①スポーツ・レクリエーション、文化活動等の企画・案内や各活動状況、イベント事業等について点字・音声等を用いての十分な広報を行い、障がい者のみならず広く市民の参加・協力を促します。

### (4) 社会参加活動の支援

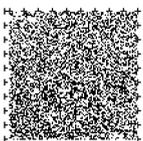
- ①活動する場の確保、活動場所までの交通アクセスの確保、移動支援事業の充実に努めます。
- ②各種施設についてスロープ、エレベーター、車いす対応トイレ等の整備の充実に努めます。
- ③市が主催する講演会等における手話通訳、要約筆記の実施や資料の点字化等に努め、視覚・聴覚障がい者の参加を促進します。

### (5) 主体的社会参加の促進

- ①障がい者に対し、ボランティア活動への積極的な参加を促進します。
- ②障がい者が地域のコミュニティ活動や行事に積極的に参加できるよう障がい者及び地域への啓発に努めるとともに、関係団体への支援や協力の要請を行います。

### (6) 障がい者団体等の育成

- ①障がい者の孤立化を防ぎ障がい者の主体性を育むために、障がい者団体の育成と活性化の支援に努めます。
- ②地域活動支援センターで行われている、授産事業の振興の促進を図ります。



## 第5章 計画推進に向けて

### 1. 計画の周知

この計画を市民にお知らせし、障がい者・児への理解を普及しながら、障がい者・児の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

### 2. 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・福祉・教育・就労等さまざまな関係機関の連携により推進していく必要があります。こうしたことから自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がい者・児のライフステージに応じた支援を行い、障がい者・児が住み慣れた地域で安心して、生きがいをもった生活を送れるよう、計画の推進体制を確立します。

### 3. 国・県及び近隣市町との連携

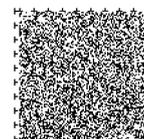
本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進を行います。

また、国や県等の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がい者・児の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町との連携を図ります。

### 4. 計画の進捗管理と点検について

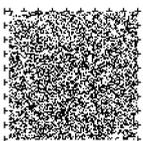
本計画の実施にあたっては、「小郡市障がい者計画策定委員会」での検討、討議を十分に踏まえながら各種福祉施策を推進するために、「小郡市自立支援協議会」において、実施状況の定期的調査や施策の有用性について協議していきます。

また、計画期間中の8年間においても、社会情勢の変動等、各種要因に柔軟に対応し、ニーズを把握しながら必要に応じて見直しを行います。そのような場合には関係各課と緊密な連携と協議のもとに取り組み、各分野の関係機関や障がい者団体等の意見も取り入れながら、調査、検討し、本計画の確実な推進を図ります。



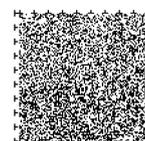
## 1. 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 29 年 9 月 4 日～ 平成 29 年 9 月 18 日 (障がい者、障がい児、市民)  平成 29 年 8 月 24 日～ 平成 29 年 9 月 29 日 (難病患者)	福祉に関するアンケート調査
平成 29 年 8 月～9 月	関係団体ヒアリング
平成 30 年 6 月 25 日	平成 30 年度 第 1 回小郡市自立支援協議会
平成 30 年 9 月 27 日	小郡市障がい者計画策定会議
平成 30 年 11 月 26 日	平成 30 年度 第 2 回小郡市自立支援協議会
平成 31 年 2 月 1 日～ 平成 31 年 2 月 28 日	パブリックコメント
平成 31 年 3 月 26 日	平成 30 年度 第 3 回小郡市自立支援協議会



## 2. 自立支援協議会委員名簿

区 分	所属・職名	氏 名	備 考
小郡三井医師会	(医) 古川医院	古川 哲也	
民生委員 ・児童委員協議会	民生委員・児童委員協議会	田中 猛	
相談支援事業者	小郡市障害者生活支援センター センター長	古賀 敏幸	副委員長
障害者(児) 福祉施設	こぐま学園 園長	木下 義博	
	翔朋学園 支援部長 サービス管理者	山下 良子	
障害者関係団体	小郡市身体障害者福祉協会会長	重松 正喜	
	保護者代表 イルカの会代表	佐藤 雄史	
保健・医療機関	本間病院 精神保健福祉士	教山 文子	
教育関係機関	小郡特別支援学校 校長	中田 雅子	
	大原中学校 教諭	松永 乃り子	
就労支援機関・企業	就労支援事業所(ロード)管理者	柳瀬 正	
	小郡市商工会副会長	木村 淳	
障害福祉サービス 事業者	小郡市社会福祉協議会 事務局長	中島 輝光	
福岡県北筑後保健 福祉環境事務所	健康増進課精神保健係 主任技師	中島 泰子	
市保健師	福祉課障がい者福祉係	山口 はるみ	
有識者	全国児童発達支援協議会 副会長	岸 良至	委員長



### 3. 用語解説

---

#### ■ あ行 ■

---

##### インクルーシブ教育

障がいの有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場においてともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行うことをめざす教育のこと。

---

#### ■ か行 ■

---

##### 共生社会

国の「重点施策実施5か年計画」において、「共生社会は、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会」とされている。

---

#### ■ さ行 ■

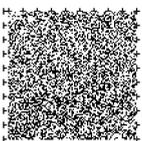
---

##### 生涯学習

自己の充実・啓発や生活向上のため、各人がその自発的意思に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習活動のこと。生涯学習には、学校や社会の中で組織的に行われる学習活動だけではなく、個人的な学習活動、さらにはスポーツ、文化、趣味、レクリエーション、ボランティア活動等様々な形で行われている。

##### 障害者基本法

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。



## 改正障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」のこと。障がい者の雇用促進、職業リハビリテーション、職業生活の自立等、総合的な措置を行い、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律となっている。

平成18年4月の法律の一部改正により、具体的な支援として精神障がい者に対する雇用対策の強化や、在宅就業障がい者に対する支援、障がい者福祉施策との有機的な連携等が新たに追加され、平成21年4月の一部改正では、福祉的就労から一般雇用のための支援体制の充実や、精神障がいのある人に対する雇用施策の充実等が追加された。

## 障害者総合支援法

平成18年4月に施行された障害者自立支援法に変わり、すべての人が基本的人権を持つ個人として、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、共に生きることができると地域社会の実現に寄与することを目的として平成25年4月1日から施行された。

## ジョブコーチ

障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（職場適應援助者）が職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援を行い、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言等を行う。

## 身体障害者手帳

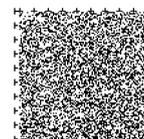
身体障害者福祉法第15条に基づき、法別表が定める身体障がいの範囲・程度に該当する者に対し、当該障がい者の申請（本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請する）に基づいて交付されるもので、同法による福祉サービスを受けることができることを示す証票であり、都道府県知事の指定する医師の診断書・意見書を添付して都道府県知事に申請する。

## 生活習慣病

体に害を及ぼす「悪い生活習慣」を長く続けることによって引き起こされる病気の総称。以前は「成人病」と呼ばれていたが子どもでも発症するようになったため「生活習慣病」と呼ばれるようになった。脂質異常症、高血圧、糖尿病、がん等が代表的。

## 精神障害者保健福祉手帳

平成7年10月、精神障がい者で長期にわたって日常生活または社会生活への制約がある人を対象に創設された。手帳の交付を受けた人には、関係行政機関等の協力により、各種のサービスが提供され、精神障がい者の社会復帰、社会参加を図ることを目的としている。



## 成年後見制度

認知症のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護についての契約等の法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り活かしながら、権利と財産を守り支援する制度。

---

## ■ た行 ■

---

### 特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含め障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

---

## ■ な行 ■

---

### ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

---

## ■ は行 ■

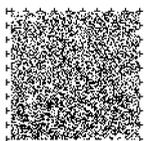
---

### 発達障がい

発達障害者支援法における発達障がいとは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義している。

### バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的などすべての障壁の除去という意味で用いられる。



## 福祉的就労

障がいのため、働く機会が得られない障がい者の働く権利を保障する場。授産施設や小規模作業所等を指すことが多い。

## ボランティア

自発性に基づく活動、及びそれに携わる人のこと。

---

## ■ や行 ■

---

## ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように常によりよい都市や生活環境を創出していこうとする考え方。

---

## ■ ら行 ■

---

## ライフステージ

人の人生をいくつかの段階に区分したもの。乳幼児期、学齢期、青年期、高齢期等。

## リハビリテーション

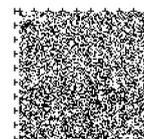
障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加をめざすとの考え方。

## 療育

障がい児に対する医療や教育等、発達を促すための一連の取り組み。

## 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。



第3期小郡市障がい者計画

平成31年3月

発行 福岡県小郡市  
企画・監修 小郡市 福祉課 障がい者福祉係  
〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1  
電話 (0942) 72-2111  
FAX (0942) 73-2555

